

平成25年9月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成25年9月19日～20日・24日

場 所 第2委員会室

平成25年 9 月 19 日 (木曜日)

午前10時 2 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成25年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 2 号)

○議案第 5 号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事
の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例の一部を改正
する条例

○報告事項

○損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)

- ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人 宮崎県立芸術劇場
公益財団法人 宮崎県国際交流協会
財団法人 宮崎県私学振興会
- ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った
主な施策 (平成24年度) について

○請願第30号 個人保証の原則廃止を求める意
見書を政府等に提出することを
求める請願

○請願第35号 新聞への消費税軽減税率適用を
求める意見書の提出についての
請願

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成25年度政策評価の結果について
- ・フードビジネスの推進状況について
- ・第 6 回防災拠点施設整備調査検討委員会の概
要について
- ・川内原発の防災情報等の連絡に関する覚書の
締結について
- ・平成25年度宮崎県防災士養成研修の実施につ
いて

出席委員 (8 人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	十 屋 幸 平
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	図 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	永 山 英 也
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	舟 田 美 揮 子
部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	金 子 洋 士
秘 書 広 報 課 長	片 寄 元 道
広 報 戦 略 室 長	藪 田 亨
統 計 調 査 課 長	稲 吉 孝 和
総 合 交 通 課 長	奥 野 信 利
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長	川 原 光 男
フ ー ド ビ ジ ネ ス 推 進 課 長	井 手 義 哉
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	松 岡 弘 高
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	野 元 猛 敏
文 化 文 教 ・ 国 際 課 長	菓 子 野 信 男
人 権 同 和 対 策 課 長	田 村 吉 彦
情 報 政 策 課 長	甲 斐 丈 勝

事務局職員出席者

政策調査課主査 藤村 正
議事課主任主事 野中 啓史

○内村委員長 では、ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○では、そのようにさせていただきます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時7分再開

○内村委員長 それでは、おはようございます。ただいまから委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○土持総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今回提案をいたしております議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の委員会資料の表紙をめくっていただきまして、右側1ページをごらんいただきたいと思います。今回お願いをしております議案は、議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」であります。

総合政策部の一般会計補正額は、その(一般会計)の表、一番下にありますように、合計で1億7,141万1,000円の増額であります。これは、後ほど御説明します「みやざきフードビジネス

雇用創出プロジェクト事業」等の補正でありませぬ。補正後の総合政策部の一般会計予算額は、その一番右端の欄にありますように、141億8,424万1,000円となります。

めくっていただきまして、2ページをごらんください。債務負担行為の補正であります。これは、今後6年間かけまして、庁内の各所属に分散しております情報システムのハードウェアの統合を図ろうとするものであります。

補正の具体的な内容につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

申しわけございません、表紙の裏側、目次にお戻りいただきたいと思います。次に、報告事項でございます。

「損害賠償額を定めたこと」については、公用車の事故によるものでございます。

次の「県が出資している法人等の経営状況」につきましては、総合政策部所管の「公益財団法人宮崎県立芸術劇場」、「公益財団法人宮崎県国際交流協会」、「財団法人宮崎県私学振興会」の3法人について御報告をいたします。

3つ目の丸、「宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策について」は、宮崎県中山間地域振興条例第7条第2項に基づきまして、昨年度に実施した主な施策を報告するものであります。

なお、「その他の報告事項」につきまして、目次に記載のとおり、2件の報告事項がございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

また、この場をおかりしまして、先日、知事のほうに国に要望いたしました「太平洋・島サミット」の誘致について、資料は準備してはおりませんが、口頭で御報告をさせていただきます。

当サミットは、2000年に九州・沖縄サミット

宮崎外相会合に先立って本県で開催されたところではありますが、3年ごとに我が国で開催をされているものでございます。現在、2015年に開催される第7回目の誘致に向けて、全力で取り組んでいるところであります。

当会議の開催は、国際会議など、いわゆるMICEの開催能力を国内外に示す絶好の機会であるとともに、今後のMICE誘致の起爆剤ともなると考えておりますので、県議会議員の皆様におかれましても、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○奥野総合交通課長 総合交通課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「歳出予算説明資料」、この白い横長の資料ですが、この3ページをお願いします。総合交通課の9月補正額は1,370万円の増額で、補正後の額は、右から3番目になりますが、10億2,987万3,000円となります。

1枚おめくりいただきまして、5ページをごらんください。中ほどの(事項)「広域交通ネットワーク推進費」でございますが、宮崎県物流効率化支援に伴う補正といたしまして、1,370万円を計上しております。これは、「宮崎県物流効率化支援事業」に係る事業費の増額をお願いするものでありますが、事業の内容につきましては、別冊の、お手元の「常任委員会資料」のほうで御説明をしたいと思います。

「総務政策常任委員会資料」の3ページをお願いします。物流効率化支援事業でございますが、まず、事業の目的でございます。3行目からですが、陸上トラック輸送から県内港発着の海上定期航路または県内貨物駅発着の貨物列車にシフトした貨物、あるいは企業立地等により新たに発生した貨物で、これらの輸送機関を利

用する荷主及び運送事業者に対して補助を行うことにより、荷寄せを促進し、物流の効率化を図るものでございます。

次に、2の事業の概要ですが、年度内の任意の6カ月間に輸送した新規分、増加分の貨物量に応じて補助を行うものです。補助単価は、例えば40フィートコンテナで、1個1万円というようなことになっております。

次に、3の補正理由であります。当初の想定を上回る申請が見込まれるためでございます。この申請が多くなっている理由といたしましては、この事業、平成21年度から開始しておるところでございますけれども、5年を経過しまして、事業の周知が図られてきたということ、それから、カーフェリーなどの輸送機関が営業を行う際に、この補助金を有効に、積極的に活用するというようなことが考えられております。

最後に、4の補正額ですが、当初予算額は2,591万円で、今年度の所要額は3,961万円を見込んでおります。したがって、9月補正額としましては、不足分の1,370万円、これをお願いするものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

○川原中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について、御説明をいたします。

「平成25年度9月補正歳出予算説明資料」の7ページをお願いをいたします。中山間・地域政策課の補正予算額は、262万8,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄ですが、5億8,630万7,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、9ページをお願いいたします。(事項)「エネルギー対策推進費」のうち、説明欄1「水力発電施設周辺地域対策

事業」であります。この事業は水力発電施設の円滑な設置・稼働を目的とした施設周辺市町村への交付金の交付に要する経費であります。

今回は、この交付金の交付限度額が1億5,823万1,000円と決定したことに伴い、増額補正するものでございます。

中山間・地域政策課からは以上でございます。

○井手フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課補正予算について、御説明差し上げます。

同じく「歳出予算説明資料」、11ページをごらんいただきたいと思っております。フードビジネス推進課の補正予算は、左から2番目の欄にありますように、1億5,508万3,000円の増額でございます。補正後の額は、右から3番目の欄、1億8,504万9,000円となります。

内容につきましては、おめくりいただきまして、13ページ中ほどの(事項)「みやぎきフードビジネス雇用創出プロジェクト推進費」でございます。説明欄ございますが、お手元の委員会資料のほうで御説明させていただきます。

4ページをお開きいただきたいと思っております。委員会資料、4ページでございます。まず、「みやぎきフードビジネス雇用創出プロジェクト事業」でございます。1の事業趣旨でございますが、この事業は、厚生労働省の戦略産業雇用創造プロジェクト事業を活用いたしまして、フードビジネスの拡大、創出を図り、食関連産業の成長産業化によって、県内の雇用の創出を図るものでございます。

国の戦略産業雇用創造プロジェクト事業につきましては、一番下に破線で囲みをつくっております。ここに説明を載せてございます。ちょっとごらんいただきたいと思っております。この事業は、雇用情勢の厳しい都道府県、これ、全

国34都道府県ということになっております。そこで、産業政策と一体となった雇用創造プランを提案をし、その提案されたものをコンテスト方式によって採択をするということで、今般、全国で11道府県が採択になっております。

この「産業政策と一体となった」というところが、この事業の特色でございます。従来、緊急雇用対策基金事業のような直接的に雇用を行うものではなくて、企業が行います企業活動を支援をしていく、人材育成の部分なんですけれども、これを支援していくことによって、企業の取引、業績を拡大させ、規模を拡大させ、結果として雇用の創出につなげていくと。少しちょっと間接的な感じがしますが、そういうような事業でございます。

本県が提案した事業につきましては、右のページに一枚紙をつけております。そのちょうど上から3番目ぐらいの網かけのところをごらんいただきたいと思うんですけれども、3年間の事業期間で、雇用創出効果の目標、最大値としまして1,223名を目標として上げてます。事業費の上限額、これは提案した事業を全てやった場合の上限額ということになりますが、20.6億円で、国の国庫負担分が16.5億円、そして、地方負担分が4.1億円ということになっております。

構想の内容につきまして、下の事業の内容ということで、4つのメニューが想定されてます。地域マネジメント強化メニュー、事業主向け雇用拡大支援メニュー、求職者向け人材育成メニュー、そして、指定事業主雇用助成メニュー。最後の指定事業主雇用助成メニューっていうのは、国が直接行う事業でございます。上の3つのメニューに従いまして、補正の予算の提案をさせていただきます。

では、今回の提案事業の中身につきまして、

左の4ページのほうに戻っていただきまして、御説明差し上げたいと思います。

2の事業内容でございます。(1)みやざきフードビジネス推進体制整備事業、これは地域マネジメント強化メニューということで設定されているものでございまして、フードビジネス推進のためのアドバイザーの確保や人材育成のプログラムを作成する、もしくは県内での研究体制の強化を行うためのドクター等の雇用、そういうものを想定したものでございまして、5,590万7,000円の予算を計上させていただいております。

次の(2)みやざきフードビジネス雇用拡大推進事業、これが一番のメインの事業でございますが、事業主向け雇用拡大ということで、フードビジネスのプロジェクトテーマごとに関係団体、企業さんが外部の専門家を活用したり、もしくは商談会を行うところを支援しまして、商品開発や販路開拓、この辺を支援することによって雇用の創出を図ろうとするものでございます。①から⑥まで、それぞれテーマごとにプロジェクトを掲げておりまして、総額8,997万6,000円の予算を計上させていただいております。

3番目のみやざきフードビジネス就職支援事業、これは求職者向けの人材育成ということで、若年求職者を対象に、知識、技能、座学の部分でございますが、基礎的な知識、また販路開拓とかマーケティング、その辺の部分まで含めました知識、技能の修得。あと、就業体験等ということで、フードに関する企業さんの見学ツアー等を実施するものでございます。この部分が920万の予算を計上させていただいております。

予算総額につきましては、その下、3番に書いております1億5,508万3,000円で、これに地元負担ということで、企業負担分を含めると、

総事業費としまして1億7,100万余りになります。

国に提案した構想上の事業規模でございますが、今年度が、今申し上げましたように、企業負担分を含んで1億7,100万余り、次年度以降が9億4,000万から5,000万程度で事業規模を想定しております。この補正予算の議決をいただいた後、速やかに総合政策部、商工観光労働部、農政水産部、一体となりまして、各フードビジネス、所管する課において事業を実施していく予定でございます。

もちろん、先ほど申しましたように、事業主向け雇用拡大メニューにつきまして、企業さんの参画が必要でございますので、これにつきまして、もう既にこういう事業がありますという説明をしておりますが、予算の議決をいただいた後に速やかに公募をして、企業さんを決定してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○甲斐情報政策課長 それでは、情報政策課でございます。「平成25年9月定例県議会提出議案」の1号から9号の6ページを、縦型の薄いものです。1号から9号、その6ページ、第3表、債務負担行為の補正の追加でございます。(事項)の1項目め、「行政情報システム全体最適化推進事業」、平成25年度から平成30年度まで、14億1,148万9,000円でございます。

事業の内容につきましては、「総務政策常任委員会資料」の6ページをお願いいたします。行政情報システム全体最適化推進事業の平成25年度から30年度までの債務負担行為の設定についてでございます。

1の事業目的でございますが、各所属で運用しております業務システムは、従来、各所属そ

れぞれにサーバーの整備を行っておりますが、サーバー仮想化という新しい技術を用いて、サーバー統合基盤を導入することで、サーバーの一元的な調達・管理を行い、機器の導入コストや運用・保守コストの大幅な削減と、システムの安全性や安定性の強化を図ることを目的としております。

イメージでございますけれども、7ページのほうの「1. サーバー仮想化技術とは」というところをちょっと見ていただきますと、従来のイメージは、イメージ図の左側にありますように、個々のシステムごとにそれぞれ個別の物理サーバーを必要としておりましたけれども、仮想化技術を用いると、右側の図のように、複数のシステムを1台のサーバーに集約することができるようになります。これによりまして、経費の削減と、安全性や安定性の確保を図ることが可能となります。

前のページに戻っていただきまして、2の事業概要でございますけれども、(1)の事業期間は、平成25年度から30年度であります。(2)の事業内容といたしましては、25年度におきましては、サーバー統合基盤の運用開始に向けた環境の整備や各種資料等の整備、26年度から30年度にかけては、サーバー統合基盤の運用及び各所属のシステムの統合基盤への移行となっております。

3の事業費につきましては、下記にありますように、25年度におきましては、当初予算において1,000万円を予算化させていただいておりますけれども、今年度実施いたします準備行為に加えて、26年度から30年度にかけて行う統合基盤の運用及びシステムの移行全体を一体として事業者にご提案をいただきまして、プロポーザル方式で契約の相手方を選定することとしており

ます。このことから、26年度から30年度に想定しております経費、14億1,148万9,000円につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

4の事業効果といたしましては、システム移行中の5年間で約3億1,000万円、移行後は年間約1億2,000万円、それぞれ経費の削減ができるものと考えております。また、サーバーの台数は、現在の320台から約40台まで削減できるものと想定をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○内村委員長 それでは、ただいま執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○鳥飼委員 物流効率化支援事業について、お尋ねをいたします。これは、1,370万の補正ということですが、ちょっと確認のためお聞きをしますけれども、支援は、海上での距離とか、そういうのは関係ないんですか。そこをちょっと御説明ください。

○奥野総合交通課長 運送距離には関係ありません。この補助単価の例にありますように、コンテナごとに単価を決めております。

○鳥飼委員 そうしますと、ここに書いてある45フィートで2万5,000円からいろいろあるわけですが、これは件数ということになるわけですね。件数ということになれば、現在の予算での件数、例えば45フィートっていうのは、この間ファクスで送っていただいたソーラーフロンティアの例とかあるようですけど、確認のために、現行、補正前では何件程度となっているか、資料があれば御説明ください。

○奥野総合交通課長 これは、コンテナの個数で計算しておりまして、一応補正前では、現在、

交付決定済みが26件で2,448万円、既に交付決定しております。2,448万円です。

今後の見込みとしましては、現在、話が来てるのが10件で、1,300万円程度ございます。

以上です。

○鳥飼委員 それは40フィートとか、例えばこのソーラーフロンティアみたいに、45フィートが補正の中で5件になりますよとか、40フィートが何件になりますよとかいうのはわかれば、今、資料がなければ結構です。知りたいのは、どこがふえてきているのかというのを、現行は40フィートが多いんだろうと思うんですけど、どこがふえてきて、やはり県としては、45フィートを何とかそれに持っていきたいというような構想があるんだろうと思いますけども、そういう意味でお尋ねしてます。

○奥野総合交通課長 主流は、本当40フィートコンテナが多いところですが、実は、今回ふえた要因というのは、先ほども申し上げましたように、事業の認知度が上がってるのもあるんですが、例えば宮崎カーフェリーとかがこの補助金を使いまして、かなり荷主やら運送事業者に営業を回っておると、カーフェリーの分だけでも、この半分近く申請が来ております。

背景としましては、今度、東九州自動車道が延岡まで開通、また、2年度には北九州まで開通するということで、非常に県境を越えての競争が激化しておるといような状況がございます。他県の船社あたりが、本県の荷主に対して、大分運賃の引き下げなんかをして、攻勢をかけてるとかいうような状況もございますので、できるだけ荷物を県外に逃がさないように、そしてまた、県外からも逆に呼び込みたいといようなこともありまして、この補正の増額をお願いしたところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。モーダルシフトといますか、やはり地球温暖化のためにも、やはり大量輸送化のほうに移していくというのは重要ですので、営業活動は営業活動で、それにつなぐ意見もあるかと思いますが、それはそれでいい方向に行くわけですから、県としてありがたいんじゃないかなと思ってます。

続けて、みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト事業についてお尋ねをいたします。

3月にフードビジネスの推進、構想というのが決定をして、具体的に動いてくるのはこれからということになるんですが、大体予算としては、8割が国、2割が県ということになってるようなんですけども、この予算書を見てみると、今回は1億5,500万、国庫支出金が1億3,300万ということで、その他特定が2,100万ということになっておるんですけど、これのちょっと御説明を、その他特定のところと、金子課長のところですか、その辺の御説明をお願いします。

○金子総合政策課長 この特定財源につきましては、当課で所管しております宮崎成長産業育成加速化基金、これを充てることにいたしております。先ほどの総合交通課の事業もそうでございますけども、フードビジネスのこの2,100万の特財の分は加速化基金をまさに活用した事業ということでございます。

○鳥飼委員 この5ページの資料では、今のところ20億6,000万ですか、うち国負担と地方負担が書いてあって、地方は4億1,000万ということなんですけども、これは、今言われたようなことで、予算の見込みも立ってるというふうに思っでよろしいんですか、その基金で。

○金子総合政策課長 そのとおりでございます。

○鳥飼委員 わかりました。具体的な中身については、今回は余りお尋ねはいたしませんけど

も、それで、今御説明をいただいたところでは、やはり人材をどう育成していくのかというのが非常に大事だというふうなことが強調されているようで、私もそのとおりだというふうに思います。代表質問でも申し上げたんですけど、粘り強く、気長にやっていくということが非常に大事じゃないかなというふうに思っています。このいろんな事業をやる場合の、例えば、本会議でもお聞きをしましたが、この戦略産業雇用創造プロジェクトっていうのは厚生労働省で、宮大で今度からやるのは、文科省の事業ということになってるし、それから今、やはり人材育成ということで、事業者向けと同業者向けということでやっている農政水産部の農業振興公社がやっている事業、こういうのがあって、実際、総合政策課がやってることで、うちはうちだということだろうと思うんですけども、トータルとして、そういうふうな事業が重複してるような感じがしてるんですが、その辺の整理はどんなふうにしておられるのでしょうか。

○井手フードビジネス推進課長 人材育成について、今、委員おっしゃるとおり、文科省の宮大のCOC事業、今回、採択をされた。それ以前からも、人材育成の事業をやられてます。農政のほうは多角化チャレンジ塾というのを、これもまだ規定の事業として昨年度以降やられてます。

今回、このみやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト事業の中の委員会資料4ページの2の事業内容(1)の②でございしますが、人材育成プログラム構築事業というのを一つ入れます。実際の本県のフードビジネスを支えていく人材をどのように育成をしていくのか、今、どういう人材育成の事業がなされていて、それぞれの機関、団体がどういう役割を担っている

のか、その辺から含めてもう一回見直して、どうすれば本当に機関的に人材が育っていくのかというところをもう一回考えていこうというふうに思っております。そこの辺の整理もしながら、一番いい人材育成のプログラムをつくれなかなというふうに考えております。

○鳥飼委員 きょうは余り申し上げませんが、そういうふくそうしている部分を検討して、一体となって取り組めるような体制づくりというのが一つ求められているのかなと思いますので、そこは頭の隅に置いておいていただきたいと思います。

最後になりますけど、行政情報システム全体最適化推進事業というので、情報政策課長からお話がございまして、こういうところはな一層私にとっては苦手な分野なんですけど、それでお聞きしておきたいのは、プロポーザル方式で選定をするということなんですけども、現在、例えばこの7ページの図でいきますと、左側の「人事給与システム」、「アプリA」、「OS」、「サーバー」というふうにはばばらになっているところは、それぞれ受託業者という方がおられるわけですね。それから乗りかえていくということになっていくことに、なかなか困難性があるというふうに通常思うわけなんですけども、そこ辺の整理はどんなふうにしておられるのでしょうか。

○甲斐情報政策課長 サーバーの部分だけが乗りかわっていくということで、通常、今のシステムを握ったところは同じ業者がずっと持つていくことも十分可能であると考えております。

ただ、サーバーっていう、要するに基盤の部分が統一されることによって、別々の費用がかかっていたものが一つの費用で済むという、そういう削減効果が生まれるということござい

ます。

○鳥飼委員 サーバーも江平何丁目かで何台かあるということですが、その江平何丁目のやつを1台にしていくということで、理解すればいいんですか。

○甲斐情報政策課長 データセンターにあるものも対象にしますし、まだ現在データセンターに収容していないものについても対象といたします。昨年度、全部システムを調査しまして、移行が可能かどうかという調査をして、可能なものについては順次、契約が切れるとか、更新するタイミングに合わせて、この統合基盤に移していこうと、そういう考え方でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、もし移す場合、経費がぐんと上がるとか、そんなことはないわけですよね。

○甲斐情報政策課長 以前のシステムの場合は、更新すると新しいサーバーができて、そこにデータを落とすと物すごい金がかかってたんですけども、何千万という金がかかったんですが、今回、この統合システムのほうに移行することによって、そういう費用の削減効果も出てくるというふうに考えております。

○鳥飼委員 わかりました。結構です。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○十屋委員 物流効率化事業についてお伺いしたいんですが、先ほど説明の中で、事業の周知が図られたということが1点と、カーフェリーの有効活用ということがあって2点、その説明で、先ほど鳥飼委員の話の中で、カーフェリーがこの補正の分で約半分ぐらいということをおっしゃったんですが、そうするとこの単価の例であるトラックの部分が大半を占めるということで理解していいんですか。

○奥野総合交通課長 おっしゃるように、トラッ

クとかシャーシの部分が非常に多くなっております。カーフェリーが、先ほど言いましたが、26件中14件を占めているような状況で、ほとんどがトラックの利用ということで聞いております。

○十屋委員 そうすると、今度は特区申請して許可された45フィートコンテナっていうのは、ある本数限られますよね。ほとんどがソーラーパネルが鹿児島まで行くだけの話で、この2万5,000円と1万円と、5フィートの差で1万5,000円差がつくっていうのは、何か特別な理由があるんですか。

○奥野総合交通課長 45フィートコンテナにつきましては、先日、9月の初めに初めて第1号が出たところですが、お聞きしますと、やっぱり非常にコストが高いと。海上運賃も何か高いようなんですが、そういうことで、少し補助単価の見直しをしまして、インセンティブをつけるために2万5,000円に引き上げたところでございます。

それと、あと、日向市とも連携しまして、日向市が6万という制度をつくりますので、合計して少しでも45フィートコンテナが利用できるよう環境をつくりたいと思って、こういう制度にしておるところでございます。

○十屋委員 ということは、インセンティブっていうところが大きくて、1万5,000円の差があった、出てきたということですね。この45フィートだけに関していえば、本県と宮城県だけが特区ですから、ここしか使ってない。あと40フィートに関しては、例えば鹿児島とか、他県との比較で1万円というのが、インセンティブの効果を発揮しているのかどうかっていうのがちょっと、どのように判断されておられるんですか。

○奥野総合交通課長 他県においても、同じよ

うな制度、大分県とか鹿児島県とか、持っていると考えております。大体金額的にも同じような状況ですので、それに対抗するためには、やっぱりいかに予算の総額をふやすかというようになともございまして、今回のような補正をお願いしたとこでございまして。

○十屋委員 40フィートコンテナがほとんど主流で、まだ流通してるので、そこにインセンティブを与えたほうが逆に効果が大きくなるのかなと正直思ってます、45フィートのソーラーさんも、ようやくこちらに目を向けて出していただけになったというのは十分理解します。でも、その大半は、まだ志布志、博多のほうに流れてるので、それはもう40フィートコンテナです。ですから、そのあたりで、この金額が積算というのがちょっと明確ではないっていうところもあるんですけども、インセンティブとしてこの金額が妥当なのかどうか。日向市では、これにまたさらに上乘せして、それを引っ張っていかうというふうにやっていますので、ほかの40フィート、それから12フィートトラックというところからすると、若干高いのかなという気もしないでもないですけど、足を引っ張るという意味じゃなくてです。だから、この4つのところとの整合性というところと、インセンティブをどうつけるかっていう考え方がきちんとないと、やはり金額の妥当性っていうのはなかなか説明しづらいのかなというふうに思いました。

先ほどカーフェリーの話がちょっと出ましたが、いゆる燃油が上がって、やっぱりかなり経営的にも厳しいっていうんで、私、2月のほうでさせていただきましたけども、非常に、乗る枠っていうのが決まって、だから、逆に言うと、この辺の利便性を図ったほうが経済的には効果が上がるのかなというのも若干

思ったりもしてまして、その辺のところの整合性をどういうふうにとっていくなかっていうのもちょっと疑問に思いましたので、質問させてもらいました。

あとは、貨物というのは発生してるんですか。

○奥野総合交通課長 貨物につきましては、今年度は2件でございます。

○十屋委員 ということは、まだ貨物、先ほど言われましたけど、モーダルシフトっていう観点からすると、やっぱりトラックが主流で、どうしても宮崎の場合は、港内の、駅の面積とかさまざまな問題もあると思うんですけど、この事業に関しては、どうしてもトラックが輸送方式になるっていうことで理解してよろしいですか。

○奥野総合交通課長 陸送から主とするということを中心に考えております。一応、今回の内訳としまして、26件中前線の陸送からシフトしたのが8件ほどございました。あと県外港からのシフトが11件とか、そういった内訳がございまして。

○十屋委員 なかなか荷物の引っ張り合い、厳しい競争なので、ぜひ頑張っていたきたいと思うんですけども、有効に活用してほしいなと思います。

それから、こういった制度上の申請主義で、荷主さんなり運送事業者さんが申請しなければいけないというところがありますので、こういう補正予算の組み方になるかなと思うんですけども、あと、去年で見ますと1億1,000万でしたか、1億1,300万ほど、当初予算ではそのように出てましたけど、ここにそのまま約半分が9月で補正されたということで、トータル的にいうと、この額がふえていくことによって物の流れがたくさん出ていくというふうに理解しています

ので、できればまた、申請主義というのもちよつと若干、いろいろこれまでに問題があったのもありますので、そのあたりは適切に対応していただきたいというふうに思います。

それから、フードビジネスについて1点お伺いしたいんですが、先ほど説明の中では、この議会が終わって具体的な事業選定とか企業さんを選ぶということですが、申し込みといいますか、かなりまた来てらっしゃるということでしょうか。

○井手フードビジネス推進課長 本事業採択、新聞報道されまして以来、こういうことで使えるんでしょうかというようなお問い合わせ、また、企業さんからこういうふうなことを考えているというようなお話、多々伺っております。手応えは感じております。

○十屋委員 せっかくいい事業ですから、具体的にこの効果が出るようにぜひお願いしたいと思うんですが、その中で(3)の「若年求職者に知識・技能の習得」っていうところなんですが、座学が中心ということで、これは委託費というふうになってるんですね。これは、今の考え方で、どこにどういうふうな形で、具体的にあれば教えていただけますか。

○井手フードビジネス推進課長 これは、一般の求職者の方々に対して、本県のフードビジネスの環境なり、どんな会社があるかということをお紹介することを兼ねてやろうと思ってる事業でございます。具体の企業名はともかくとして、そういう人材の育成をやっている企業さん、もしくは専門学校さんであるとか、もしくは派遣等をやられてるような企業さんとのお付き合いの深い、そういう企業さんあたりを考えております。

○十屋委員 そこで今、ちょっと専門学校とい

うお話もあつたり、企業というお話もあつたり、人材派遣会社というのがあつたんですが、それもどこかを選定されて、そこにこの920万ですか、この予算で今年度はお願いしたいというふうに考えていらっしゃるんですか。

○井手フードビジネス推進課長 はい、そのとおりでございます。

○十屋委員 あとの2とか1とかっていうのは、まだこれからでしょうから、なかなか中身がわからないと思うので、いろんな構想を出されて、事業化するとききちんと効果的に、皆さん、期待しておられますので、やっていただきたいなというふうに思います。

それから、最後にサーバーなんですが、仮想化技術っていうのがよくわかんないですけど、これは、我々にわかりやすくちょっと説明していただけますか。言葉がちょっとわかりづらくて。

○甲斐情報政策課長 私ども事務屋でございますので、明らかに見たわけでもございませぬので、理屈でしか知らないんですけども、この7ページのところの右側の絵を見ていただきますと、下に1段サーバーというのがあります。その上に仮想化ウェアというのがあると思うんですが、以前といいますか、右側の部分では、1つのサーバーでは1つのOS、オペレーティングシステムというんですが、これしか使えないんです。この仮想化ウェアというのを使いますと、複数の同じOSであるとか、あるいは代表的なWindowsとか、それからAppleのMacとか、Linuxとか、そういうものが複数あってもやっぱり対応できるという、そういうシステムができてる。さらに、それに安全性を高めるような装置も中に入れてまして、そういう扱いができるという、そういうものでございます。

○十屋委員 正直言って余りよくわからなかったんですが、我々の知識不足が、もう本当にあれなんですけど、難しいんですけど、言葉自体がちょっと、仮想化っていうのがわからなくて、今までと違うのは、いわゆるいろんなOSのソフトがどれでも対応できるっていうことですね。だから、OSとサーバーのこの、このところで仮想化が入ることによってこのサーバーの台数が、320台から40台に減るんですよ。280台ほど減るんですよ。ということは、理解するとすると、サーバーとOSの関係がもう一本一本あって、それをもう先ほど言ったLinuxにしろ、Windowsにしろ、Macにしろ、この仮想ソフトウェアということで、全部それが対応できるということで、このサーバー自体が減ると……。

○甲斐情報政策課長 基本的にはそういうことなんですけれども、例えば10年前に比べると、このいわゆるサーバーという、中央演算装置とか、ハードディスクとか、そういうものの能力がもう何十倍も上がっているんです。10年前の一番いい機械が、今の一番安い機械ぐらいの能力があるというような、そういうことがあります。実は、昨年度、これをどれくらいサーバーの能力を使ってるかと調査をしたら、ピーク時でも10%ぐらいしか使っていないという。ということは、9割の能力を捨ててるといようなもの。ですから、まずサーバーを小さくして、そこに仮想化基盤というのを乗せることによって、どれでも対応できるように、そういう使い方をするので全体が小さくなると、そういうことです。

○十屋委員 何となくわかりました。最終的には節約できるっていうことが大きなメリットだということですね。ということは、この5年間

で、何ぼですか、相当、3億と毎年1億2,000万、10億近くの金が浮いてくるということで理解、よろしいでしょうか。

○甲斐情報政策課長 移行します5年間については、5年間トータルで3億程度しかないんですけれども、その後、毎年1億2,000万とか、それくらいの金額は現在より削減できる。さらに、今、全部が全部乗ってるわけじゃありませんので、これ以上また、今後、その基盤に乗っかるシステムがふえるほどその経費は削減していると、そういうことでございます。

○十屋委員 ありがとうございます。

○坂口委員 物流支援化に関連してですけど、45フィートと40フィート、1万5,000円の差です。これは、やっぱりかなり割高になるから、これだけのやっぱ補助を出さないと、なかなか実現しないんだっていうことがその背景みたいですけど、やっぱこの事業、いつかは自立化に向けた支援でないとだめだと思うんです。補助金がなくなったら成り立たないようでは、これはそういうところに税は投資すべきじゃないっていうことは、はっきりやっぱりしてると思うんです。だから、その見通しです。何年この事業をやられて、自立させようとされてるのか、そのめどが立っているのかどうかです。

○奥野総合交通課長 この45フィートコンテナは、委員も御承知のように、構造改革特区の関係で導入されたものでございますが、一応、これの期待される効果っていうところが輸送量の増大ということで、40フィートコンテナよりも約27%増加してると、27%。そういうことになりますと、物流コストが削減できる、あるいは二酸化炭素の削減効果も見込まれるというようなことで、将来的にはこれが港の競争力の強化にもつながっていくんじゃないかということで、

これを考えております。競争力強化が期待できる所ですが、今のところまだ全国的に例が3県だけです。今度、三重県も加わりました。全国で3県です。まだまだ事例も少ないということです。これがまた、どんどん各県が利用をふやしていけば、そういったコストも削減できて、ある程度費用対効果の見通しもついていくんじゃないかと思うんですが、少し時間はかかるかもしれませんが、ちょっと先ほどの物流効率化支援事業なんかも有効に使って、この普及に取り組んでいきたいと思っているところでございます。

○坂口委員 一般的に、輸送量、ロットがふえればふえるほど、通常はコスト安ですよ。ただ、コストが極めて高いという説明だったから、短期間でやっぱり償却しなければいけない初期投資があつての、採算面で合わなくて、それをコストに反映せざるを得ない、割高なら解決できると思うんですね。ところが、このもの自体が、もうコストがかかるシステムなんだと、これはずっとかかっているんだってなると、手切れができなくなると思うんです。これを持続させるためには、補助金が出なければもうやめちゃいますよっていうことになる。だから、そのところをどう整理されたのかっていうことです。だからそうなる、当然、いつぐらいまですれば自立できるよっていう見通しがなければ、これは手を出すべきじゃないって僕は思うんです。そこらをお尋ねしてるんです。

○土持総合政策部長 なかなか難しい御質問でございます。ただ、この物流効率化支援事業そのものは、前年度の実績から増加した部分について補助をするという方法はとっております。ですから、どこかでそこは限界値に達するんでしょうけど、それはちょっと現時点では見込め

ないという状況でございます。

ただ、今、十屋委員のほうからもお話がございましたとおり、今度は別な意味で、何と申しますか、モーダルシフトだけではなくて、実際に今度は宮崎港に荷を集めるという視点になってまいりますと、この事業のつくり方でいいのかというちょっと疑問は持っております。今後、そういった総合的にどういう対策を打っていくかということについては、もう少し慎重に検討しなければならないというふうに考えております。

○坂口委員 ぜひ、そこは慎重にやるべきと思うんです。このことによって、例えば12フィートにしわ寄せが来たり、40フィートにしわ寄せが来たり、これ、やっぱり成り立たなかったりって投げ出したときは、完全に他の港と勝負できないことに行政が誘導していったということになるから、これは責任が大きいと思うんです。

それからもう一つ、市のやっぱり財源の捻出の仕方も、これ、県がもし誘導されたんだつたら、ちょっとやっぱり一考を要すると思うんですけど、この港の使用料がふえることによって、着岸料とか手数料とか、それから、取り扱いのために税として市に落ちている部分、そういうものがふえることに見合わさった投資の増でないと、日向市としても、あるいは日南市としても、そこらはやっぱりしっかり県がチェックしてあげながら、指導のもとでやらないと、むやみやたらにただ45フィートを動かしたい、うちでとりたいというだけで、そこにやっぱり望まれるだけの補助を出させるというのは、これもやっぱり将来に禍根を残すやり方だと思うんです。僕も今初めて見るだけで、検証も何もやってないんですけど、そこんところの心配が非常に大きいもんですから、これは要望でとめてお

きます。

次は、フードビジネスなんですけれども、一つにはフードビジネスっていうやり方です。もう一つは、6次産業化っていうやり方がありますよね。これの、やっぱり今回、改めて僕が評価してる部分っていうのは、今までは農政サイドは農政サイドで、いかに生産額を上げていかとかいう、農政の中でのいろんな取り組みだったのに、これ、商工サイドが加わってきて、6次産業化が出てきたり、あるいはフードビジネスで、それをやっぱり裾野に戻していこうと、やっぱり第1次産業の付加価値を高めさせてあげようっていうところが、両方ともその精神にあると思うんです。

それで、そういう視点から見ていったときに、例えば(2)なんですけれども、①は宮崎の肉拡大プロジェクトですよね。「宮崎」って入りますよね。宮崎県産の畜産のやつをどう高めていくかって、価値をっていう、そして、また生産を上げていくかっていうことでしょうけど、②は、今度、フードビジネスの野菜とかになると一切入ってないんです。だから、ここんところ、どうやっぱり1次、2次、3次の連携をとられて、6次産業化とフードビジネスとの整合性とか調整はどんなぐあいに、基本的には県は持っておられるのか、基本的な考え方です。この整合性と、それから連携、これ、どんなになってますか。

○井手フードビジネス推進課長 今、おっしゃった委員会資料4ページの(2)のところの、例えば②です、加工・業務用農水産物拡大プロジェクト。私ども、やはり加工に向けた取り組みが、やはり一方で不足していたというふうに、課題として認識しております。もちろん青果、生鮮として出してきたっていうブランド力も最たる

ものだと思ってますけど、一方で加工のところ、加工が手薄だった。ここに向けて、今回のプロジェクトでも、そういう加工、特に業務用として出していくという部分について、人材を育成していく、また、企業を育成していくということを考えています。

委員おっしゃるとおり、もちろん実際に加工に持ち込むためには、産地も一緒に取り組んでいただかないといけない。これは、前回の委員会でもいろいろ御質問いただいたところでありますが、業務用の野菜をちゃんどつくれる産地を一緒に育成していただくということで、総合政策部が入りまして、商工と農政をつないで、実際に加工するところ、出口を探して、しかもつくるところとつないでいくというふうに考えております。これが基本的な考え方ということではよろしいでしょうか。

○坂口委員 やっぱりそこでないと、これはもう単なる商工労働部がやればいい個別事業って思うんです。総合政策課がやっておられるのはそこだと思っんです。そうなれば、やっぱり肉と一緒に、宮崎の野菜とか、産地づくりとかいうものをここに入れて、しっかり認識した上でやってかないと、恐らくこの事業が現場においては、その加工業者さんに対してのやっぱり支援とか、指導とかの域を出ないと思うんです。あんなのところはどこに産地を、どういう考えで産地をつくり上げていくんだとか、そういうところまでは恐らく行かないと思うんです。

だから、やっぱりこの事業、ちょっと心配なところは、やっぱり僕はタイトルにしっかりと、宮崎の農畜水産物をしっかりと付加価値を高めて、生産も今後ふやしていくんだっていうものを、やっぱり事業の中のタイトルとして入れておくべきで、でなければ、肉に入っているのはやっ

ぱりそういう認識があると思うんです、宮崎の肉を使ってっていう。でも、こちらはやっぱり、とにかく加工業者さんに集荷についてはお任せしようっていうところで、その域を出てないんじゃないかなっていう心配を持ってるんです。ぜひ、これはタイトルに、やっぱりそこらを認識するためにも入れてほしいと思うんです。

○井手フードビジネス推進課長 わかりました。ちょっと検討させていただきたいと思います。

○内村委員長 ほか、ありませんか。

○丸山委員 同じくフードビジネスのことについてなんですけども、今後企業に公募をかけるということなんですけど、ことし、例えば25年度とりますけども、26、27年度の引き続きそこがもうずっと事業を、補助金をいただいていくようなシステムなのか、26年度はまた別な企業が公募できるような形になのかというのを一つお伺いします。

あと、かつ目標雇用人数が1,223人というふうに書いてますが、その辺のことに対してのチェック機能といいますか、県は一応目標を掲げたからには、しっかりもうしないといけないというふうに思ってますが、その辺の公募のあり方、誰がどこでチェックしているのかをちょっと教えていただきたいと思ってます。

○井手フードビジネス推進課長 実際に、本年度、どの程度の事業者さんが参画していただけたのかっていうのは、これ、公募をかけてみるとわからないんですけども、この公募で、企業さんの支援の中で一番重要なのは、中堅どころ、今後その企業さんの将来を担っていく中堅どころの人材を育成をしていくという部分でございまして、この育成の方法としましては、新たに中堅どころのところをいわゆるヘッドハンティングみたいにして引っ張ってくる、もし

くは自社の中で中堅どころの方を鍛えるということになるかと思います。

そのこの部分の研修の部分の経費ということで、外部の専門家なり、アドバイザーを入れる部分についての補助をいたします。これにつきましては、最長で、この事業を最後まで、3年間見られるような形になりますので、今年度採択になった企業さんの中で、事業計画の中で3年間、次年度までやりたいと言えば、その実績を見ながら、評価をしながら次年度も考えていくことになろうと思います。予算規模がふえていきますので、当然、来年、再来年はまた新たな企業さんを公募して、支援をしていくということになろうと思います。

そこで、その企業さんが、事業拡大がどの程度になって、新たな雇用がどの程度創出されたのか、これは全てを把握できるかどうかっていうのは、企業さんの業績情報もありますので、公表できるかっていうのは、ちょっと今の段階では言えませんが、私どもとしては当然、アンケート等で、きっちりどの程度の雇用が創出されたっていうのは把握して、評価をしてまいりたいと思っております。

○丸山委員 かなりの県と国の助成金が行くわけですから、基本的には税金がもとになっています。非常にしっかりとした形として結果を出してもらわないと困るもんですから、やっぱり雇用っていうことで多分厚生労働省が入ってきたと、雇用をしっかりやっていきたいっていうことだと思ってます。それを曖昧に、また、調査できなければ結局意味がないと思ってますので、その辺のシステムをもうちょっと再構築していただきたいなというふうに思ってます。ただ、お願いベースでっていうだけでは、結局意味がないんじゃないかと。ただ、物すごくいい

補助金ですので、垂れ流ししてしまうと——本当に宮崎のフードビジネスを考えると、本当に宮崎は何をやりたいというのが全然見えなくて、ただ企業に投げてしまっただけという感じも見受けられるものですから、何を本当に宮崎のフードビジネスとしてやりたいというのがちょっと……。県の方針が出て、それにそぐうものしかできないのかとか、どういう形で説明会とかやっていく予定にしているのでしょうか。

○井手フードビジネス推進課長 改めて申し上げますが、(2)のところ①から⑥まで掲げます。特に、先ほど、わかりやすいんですが、宮崎の肉ということで、これは宮崎の食肉加工業の方々を対象に考えてます。特に大手さんあたりとは、もう既にお話を始めてます。加工業務用の農産物、これは水産も含めてなので、水産加工場もしくは野菜の冷凍加工場、この辺が主になっていくと思っておりますし、焼酎は、もうそのとおりの焼酎事業者さん。キャビアに関しては、キャビアの協同組合さん。海外の輸出、これにつきましては、少し幅広になりますけども、海外輸出を考えてらっしゃる企業さん。もちろん、加工技術、製造のところでは新商品なり技術開発を考えていらっしゃる企業さんというふうに、一応フードビジネスのテーマ、3つのプロジェクトの中で10のテーマを掲げます。そのテーマごとに、それぞれの対象とする業種を定めてます。

実際には、私ども、もう既に各所管課で、それぞれ自分の所管する業界の方々といろいろお話を始めてますので、ある程度ポイントになる企業さん等は見えてきているのかなというふうに思ってます。その企業さんのところの業績がいかに拡大をしていくのか、そこについては本当に注意深く見てまいりたいと思いますし、こ

の事業がどの程度、その事業者さんの拡大に好影響を及ぼすのかということも考えております。

あくまで民間企業さんの事業実績でございますので、この事業は、この補助金を得たからそのままこの補助金で3人雇いましたという、人件費を丸々補助するようなものではありません。この事業で専門家を雇って、販路が拡大して、業績がアップしました、3人雇いましたというように、そのまま直接つながるものではない部分もあります。企業さん本来の、自社の努力という部分が業績アップにつながっている部分もありますので、その辺を注意深く分析をせざるを得ないなというふうに、担当課としては考えております。

○丸山委員 これ今さっき、担当課っていうのは、フードビジネス以外の課、例えば宮崎の肉であれば畜産振興課が中心になって見るとなると、責任の所在っていうのはどこかなというふうに思えばいいんですか。

○永山総合政策部次長(政策推進担当) この事業については、総合政策部のほうで総括をしてまいります。

ただ、具体的に企業へのアクション等については各課が、例えば、畜産振興課が肉についてはやっていくということになりますけれども、それだけでは十分じゃない部分が当然出てきます。例えば、大きな課題である食肉加工、これ、どう進めていくのか、屠畜場をどう考えるのかという大きな課題等については、畜産部門だけでは力不足の分はあるかもしれませんから、そういう部門については、総合政策部のフードビジネス推進課が中心に動かしながらやっていくということになるのかなというふうに思ってます。

例えば1,223人、ちょっと曖昧でしたけど、これは厚生労働省に対して申請をして、こういう事業をやることでこれだけの成果を出すんですよということを、我々は約束をしていますので、しっかり把握をした上で、実績が伴わなければ、次の年の補助金はそれほどたくさんは出ないということも当然考えられるわけです。ただ、先ほど課長が申し上げたように、これについては直接この補助金で雇用する人数ではなくて、この補助金でサポートした結果、事業が拡大することによって雇用がふえるというふうなことです。ですから、少しタイム差はあるだろうとは思いますが、これだけ大きな事業に取り組まさせていただくわけですから、その成果についてはしっかりフォローしていきたい。それは、総合政策部のほうでしっかり管理をしていきたいと思っています。

○丸山委員 責任がばらばらにならないように、何かあそこの課が対象とした、選んだところが悪かったからだめでしたとか、そうならないように、しっかり責任を持ってフードビジネスに取り組むのであれば、しっかりとした、総合政策部がやるというふうに今言われましたので、しっかり責任から逃げないように、しっかりチェックをお願いしたいと思います。

○永山総合政策部次長(政策推進担当) この事業もそうなのですが、3つのプロジェクト、10の取り組みについて全庁的に進めていきますが、その統括の座長を私がやっておりますので、座長である間は逃げずに、しっかりやっていますし、総合政策部が座長を務めていきますので、この事業も含めてですけれども、プロジェクト全体がしっかりと進むように責任を持って取り組みたいと思っています。

○内村委員長 よろしいですか。

○丸山委員 要望します。本当に責任を持って、やっぱり非常に20億という税金が投じられるものですから、責任を持って、県がはっきりとやっていたくようにお願いいたします。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

○井本委員 丸山委員が言うのも、本当、よくわかるんです。大体商売やられたことのない人たちがこういうことをやるわけやから、採算とかそんなことも考えたことのない人たちが。だから、本当にこれ、大丈夫かなど。例えば、こういう事業主を、事業を選ぶときに、誰がじゃあ選ぶのか、皆さんたちが選ぶの、その辺はどうなの。

○井手フードビジネス推進課長 公募のスキームについては、今、いろいろ検討しています。どういう観点から、また、どういう専門スキルが必要なのかというの、今、いろいろ検討しています。今、現段階では、こういう方々を審査員にとか、こういう審査チームでとかっていうのは、まだちょっと申す段階に来ておりません。

○井本委員 責任を持つということと、能力があるということは別です。幾ら責任を持ったとしても、最後は腹を切らないかん。それはしょうがないかもしれんけど、この事業は成功させないかんわけやからね。そういうためには、やっぱり成功させるだけのそういう能力を、ぴしっと構えないかんと思えます。だから、民間の力を、それこそいろんな統括者、地域人材コーディネーター、マーケティングアドバイザーとか書いてありますよね。これを、優秀な人たちをまず選ぶ、雇うということがまず大切でしょうね。これは、誰がどんなふうにして選ぶシステムになつとるんですか。

○井手フードビジネス推進課長 今、どういう

人材があるのか、県庁の中、また、関係団体のところで、どういう人材の方々がいらっしゃるのかというピックアップを今やっていると、その方々からどういうふうを選ぶのかというのも含めて、ちょっといろいろ検討をしています。

○井本委員 だから、それが一番肝心です。何か報告を見ると、既に、何ですか、フードビジネスの進捗状況の中には、もう「アドバイザー2名を設置」と書いてありますね、マーケティングアドバイザー。これ、もう既に設置したの。

○井手フードビジネス推進課長 マーケティングアドバイザー2名、これはブランド戦略のためについていうことで、既に委嘱されておられます。

○井本委員 その選び方は、どういうふうにしてやったの。その辺が一番ですよ、やっぱね。皆さん方の目を疑うわけじゃないけど、今何度も言うように、あなた方は商売やったことないわけやから、本当にそういうマーケティングアドバイザーが、これ、確かなもんだという選び方を私は心配しとるわけです。

○井手フードビジネス推進課長 これは、このマーケティングアドバイザーに関しましては、従前からのブランド対策室のほうでいろいろな人選をされて、テレビCM等のプロデュースをされてる方でありまして、あと商品開発の会社、企画会社等をやってらっしゃる方2名を選んだというふう聞いております。それぞれ理屈はあったかのように思います。

○井本委員 だから、その辺は、「あったように思います」とか何とかじゃなくて、今言ったように、あんたところが責任持つと今聞いたんだから、やっぱしっかりといい人、これはもう皆さん方が事業を起こすわけじゃない、それはもう無理です、恐らく。やっぱりそういう環境を整

えるのが皆さん方の役目なんだから、優秀な人材をつくる、人を集める、そういう形をつくっていくのが皆さん方の役目なんだから、いい人、いい人間をやっぱ集めてくるというのは大切なことです。これを「だろ」でやられると、「だろ」ぐらいの人間しか集まらんですよ。

○井手フードビジネス推進課長 ちょっと表現がまずかったと思います。申しわけございません。ある意味、実績をきっちり見て選んでいくんだろと思いますし。

○井本委員 また、だろって言ってる。(笑声)

○井手フードビジネス推進課長 だろ——口ぐせなんで、申しわけございません。

○永山総合政策部次長（政策推進担当） 4ページの（1）のところでのアドバイザーっていうのは、県全体でこういうことを進めていく、ここにビジネスチャンスがあるんじゃないかっていうのをアドバイスしてくれるような人材を雇用したいということで、そこは、例えば、肉の部門に強い人、野菜に強い人、あるいは百貨店に強い人、スーパーに強い人、いろんな方もいらっしゃる、加工分野に強い人、そういう人をセクションしていきたいと思っておりますが、この事業のポイントは（2）のところ、例えば、肉についての販路開拓、海外向けの販路開拓をやりたいという企業があれば、そこに専門家をその企業が雇う場合には8割補助しよう、あるいは加工をするような専門家を雇おうと思えば、その企業が選んだ人について8割補助しようというところで、かなり突っ込んだところで人材、それも企業が求める人材を選べるというのが、この事業の大きなポイントだと思っております。

私たちの役割は、その企業がそういう人材を

探せるようなベースをどうつくるかと、お金はこうやって用意しましたんで、そのベースをどうつくるかということで、そのあたりのネットワークの構築に今後努めていく必要があるんだろうと。一番のポイントはそこだと思っております。委員がおっしゃるとおり、我々は商売はできませんので、企業が求める人材をどう当てはめていくのかということと、財源をしっかりと確保することだろうというふうに思っております。

○井本委員 実はそのとおりです。だから、本当、いい人材を、かちっとした人を本当選んで。私が思うに、そういう庁内に民間人を入れたようなプロジェクトチームでもつくったらいいんじゃないのかなという気がするんだけど、その辺はどうなんですか。

○永山総合政策部次長（政策推進担当） 全体的にいうと、推進会議というのがあって、民間のトップの方々の集まりがありますが、この事業については、実務者レベルの会議というのは民間の方々も入っていただいて、つくってるところです。ただ、その方々が専門家というわけでもありませんから、もう少し広目に、どうやって知識を集めていくのかっていうのは、今後も工夫の必要はあるだろうというふうには思っています。

○井本委員 よくわかっておられるようだから、ともかくこれは成功させていかないかんから、肝心なものはやっぱ人材です。よろしく願います。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

○函師委員 今のやはりフードビジネスの説明のどこなんですけど、民間が専門家やアドバイザーを雇用する際に、8割の人件費の補助があるということなんですけど、上限額があったら教え

てください。

○井手フードビジネス推進課長 基本的に予算の範囲内ということになります。現時点で、こういう人は幾らというような上限額はありません。

○函師委員 わかりました。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

○渡辺副委員長 今の（2）でいうところの人材の確保のところですが、それは必ず外部からの人材ということは担保されるのでしょうか。例えば、特定企業の中で、その業種についてある程度の専門知識を持った方たちが、既にその商売をしているわけですから、いることはあると思うんです。その方々を、既に社内に有している人材をそういう人材として活用して、県のそういう枠を利用するっていうことはあり得るのか。そうではなくて、必ず外部で、ライン引きはともかくとしても、一定程度の、第三者から見たときの専門性とノウハウを有しているという方を、という形で認められた方というふうにしかならないのか、そこんどこ、いかがなんでしょうか。

○井手フードビジネス推進課長 現時点で、今、社内にいらっしゃる、もう社として人件費を払って雇っていらっしゃる方に関しては、この事業によって新たな補助の対象とはなり得ないというふうに考えます。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

では、次、報告事項のほうに移らせていただきます。報告事項に関する説明を求めます。

○稲吉統計調査課長 別冊になりますが、「平成25年9月定例県議会提出報告書」、冊子の薄いほうでございます。これの4ページをお開きください。「損害賠償額を定めたことについて」、1件の事案発生がございます。4ページの一番

上の事案であります。

事案の内容は、平成25年5月29日に発生した県有車両による交通事故で、業務のため出張した当課の職員が、西都市聖陵町の西都市役所北側駐車場において、駐車しようとした際、前方に駐車していた相手方の車、フロントバンパー右前部に接触したものであります。

なお、賠償金につきましては、任意保険から全額が支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今回の事案を踏まえまして、交通安全運転の励行や法令遵守について、再度周知徹底を図り、再発防止に向けて厳しく指導してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○菓子野文化文教・国際課長 「県が出資している法人等の経営状況について」御報告いたします。

「平成25年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）」という冊子をごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。当課所管の3つの公益法人について説明をいたします。

1枚目をお開きいただきまして、対象の法人等が並んでおりますけれども、法令準拠といたしまして、本課所管が3番目、「公益財団法人宮崎県立芸術劇場」、その下の「公益財団法人宮崎県国際交流協会」、条例根拠が、一番上の「財団法人宮崎県私学振興会」の3つでございます。

それでは、まず、15ページをお開きいただきたいと思っております。「公益財団法人宮崎県立芸術劇場」でございます。

初めに24年度の事業報告を行います。

「1の事業概要」でございます。当財団は、

県立芸術劇場の指定管理者であります。指定管理者としては2期目、平成23年から27年の5年間でございまして、平成24年度はその第2年目になります。

次に、「2の事業実績」についてであります。まず「(1) 県立芸術劇場の指定管理業務（施設の利用及び維持管理）」でございますが、事業費が2億2,100万9,000円となっております。

次に、「(2) 県立芸術劇場の指定管理業務等（(1)以外の業務）」でございます。事業費は3億4,406万円でございます。

まず、「①宮崎国際音楽祭」でございますけど、第17回の国際音楽祭を実施しております。

次に、「②招へい公演事業」でございますけども、NHK交響楽団などの公演を行っております。

次に、「③自主企画制作公演事業」でございますけど、「みやざきの舞台芸術シリーズ」等を行っております。

次のページ、お開きいただきたいと思っております。

「④教育普及事業」であります。パイプオルガン、チェンバロ講習会などを実施しているところでございます。

次に、経営状況の詳細につきまして御説明いたします。これは、「出資法人等経営評価報告書」により説明させていただきます。

報告書の159ページをごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。まず、出資の状況でございますけど、一番上、「概要」欄の中ほどでございますけど、平成25年3月末時点の総出資額は3億9,985万9,000円でございます。県出資額も同額でございます。県出資比率は100%となっております。

次に、中ほどの「県関与の状況」欄でございます。

まず、「人的支援」でございますけど、右欄の平成25年4月1日現在のところを見ていただきたいと思えます。役員9人のうち、県退職者は3人、また、職員数24人のうち県職員は3人、県退職者は1人となっております。

次に、その下の欄の「財政支出等」でありますが、平成24年度は、県からの委託料として4億6,033万6,000円を支出しております。

委託料の内訳につきましては、その下の「主な県財政支出の内容」の欄に記載しております。

まず、①でございます。「県立芸術劇場管理運営事業」は、館内の清掃や警備、各種設備の保守を行うもので、指定管理料として2億7,835万7,000円を支出しております。

次に、「②宮崎国際音楽祭開催・準備事業」、指定管理料として9,838万6,000円を支出しております。

次に、「③芸術劇場大規模改修事業」、委託料として8,359万3,000円を支出しております。

その下の欄の「実施事業」でございますけども、先ほど説明いたしました事業のほか「④友の会」事業を実施しているところでございます。

次に、「活動指標」についてであります。

まず、「①劇場稼働率」は、コンサートホール、演劇ホール、イベントホールの合計であります。目標値の72%に対しまして、実績値は76.5%であり、達成率は106.3%となっております。

次に、「②主催公演の入場者率」は、目標値の66%に対しまして、実績値は54.9%であり、達成率は83.2%となっております。

次に、「③友の会会員数」は、目標値の1,500人に対しまして、実績値が970人であり、達成率は64.7%となっております。

次の160ページをお開きください。一番上の「財務状況」欄でございます。左側が、毎年度の収

支状況をあらわす「正味財産増減計算書」、右側が年度末の資産や負債の状況をあらわす「貸借対照表」となっております。

初めに、「正味財産増減計算書」について説明いたします。表を縦に見ていただきまして、平成24年度の列をごらんいただきたいと思えます。表の一番上、「経常収益」は6億8,503万8,000円、その下の「経常費用」は6億6,726万8,000円で、その下の「当期経常増減額」は1,770万円の増となっております。

これによりまして、表の下から5段目になりますが、「一般正味財産期末残高」は、前年度から1,770万円増加し、1億7,743万6,000円となっております。

また、表の下から2段目になりますけれども、「指定正味財産期末残高」は招へい公演事業等に充当するための取り崩しを行いました結果、前年度から5,821万8,000円減少し、4億1,446万9,000円となっております。

この結果、表の一番下の段になりますけれども、正味財産期末残高は、前年度から4,044万8,000円減少し、5億9,190万5,000円となっております。

次に、右側の「貸借対照表」について説明いたします。

一番右側、平成24年度の列をごらんください。表の一番上、「資産」は、「流動資産」3億2,333万4,000円、「固定資産」4億1,559万円の合計7億3,892万4,000円となっております。その下、「負債」は、1億4,701万9,000円となっております。この結果、「資産」から「負債」を差し引いた正味財産は5億9,190万5,000円となります。

次に、その下の「財務指標」についてでございます。

まず、「①管理費比率」でございます。経常費

用全体に占める管理費の割合を示したものであります。この割合が低いほど効率的な業務経営が図られていることとなります。平成24年度は、目標値の48%に対しまして、実績値が46.6%であり、達成率は102.9%であります。

次に、「②入場料収入比率」は、招聘事業等の総事業費に占める入場料収入額の割合を示したものでございます。目標値の34%に対しまして、実績値は35.5%であり、達成率は104.4%となっております。

次に、その下の「直近の県監査の状況」でございます。

平成24年11月6日の委員監査におきまして、「ホームページ維持管理業務委託について、1者随意契約の理由が記載されていないものが見受けられた」との注意を受けました。こうしたことから、各種規定を踏まえた事務処理を徹底するよう、職員への指導を行ったところでございます。

最後に、「総合評価」の欄の「県の評価」についてであります。

活動内容につきましては、劇場稼働率で目標を達成しておりますが、主催公演の入場者率、友の会会員数は目標を下回っております。

次に、財務内容でございますけれども、特定資産の取り崩しにより収支バランスを維持している状況でございます。入場料を初めとする自主財源の拡充が必要と考えております。

最後に組織運営でございますけど、24年4月に公益財団法人への移行が完了しております。体制整備に一定の成果が見られたところでございます。こうしたことから、その下の4段階評価につきましては、「活動内容」はB、「財務内容」はB、「組織運営」はAとしたところでございます。

続きまして、平成25年度の事業計画について説明をいたします。

報告書の20ページをお開きいただきたいと思います。報告書の20ページでございます。事業内容は、平成24年度とほぼ同様でございますが、新規事業といたしまして、事業計画の(2)の②でございますけど、県立芸術劇場が開館20周年を迎えますことから、「開館20周年記念事業」を新規として行います。

次に、22ページの「収支予算書」でございます。

「I 事業活動収支の部」の「2. 事業活動支出」の一番下の欄の事業活動支出計をごらんいただきたいと思います。24年度、7億2,399万3,000円の予算でございましたけども、本年度、25年度は7億3,079万7,000円の予算としておりまして、ほぼ同額の予算規模でございます。先ほど申しました新規事業、開館20周年記念事業につきましても、この予算規模は4,260万円程度でございますけど、これが入った上での予算というふうになっております。

県立芸術劇場については以上でございます。

次に、宮崎県国際交流協会について御説明いたします。

報告書の23ページをごらんいただきたいと思います。まず、1の「事業概要」であります。国際交流協会では、本県の国際交流の促進に努めているところでございます。

2の「事業実績」につきましては、主なものを説明いたします。

まず、(1)の「交流推進事業」であります。県民と在住外国人との交流会の開催などを実施します。「①国際交流サロン」や「②国際交流ボランティア養成事業」、「③国際交流展示」等を行いまして、事業費221万9,000円でございます。

次に、(2)「情報提供事業」でございます。機関誌「South Wind」の発行などを行います「①インターネット・広報紙等による情報提供」、「②ワーキングホリデー等の説明会」、「③国際プラザ運営事業」等を行いまして、事業費515万9,000円となっております。

次のページをお開きください。(3)「在住外国人支援事業」でございます。在住外国人への法律相談、生活相談を行います「①多文化共生社会推進事業」、「②在外外国人支援促進事業」を実施いたしまして、事業費519万4,000円でございます。

(4)「国際化推進事業」でございます。国際交流・協力活動に対する助成等を行います「①国際化推進事業支援」、「②国際理解・開発教育支援事業」で446万5,000円の事業費でございます。

続きまして、(5)「その他事業」でございます。在住外国人を支援する民間団体等の助成等を行います「①外国人も暮らしやすい地域づくり事業」で、事業費569万7,000円となっております。

次に、経営状況等の詳細につきまして、「出資法人等経営評価報告書」により御説明いたします。

報告書の161ページをごらんいただきたいと思っております。まず、一番上の「概要」であります。枠内の中ほどにありますとおり、「総出資額」は5億4,360万円、このうち県出資額は4億4,307万円でございます。「県出資比率」は81.5%となっております。

次に、ページの中ほど「県関与の状況」であります。まず、「人的支援」でございます。右側の「平成25年度」の欄にありますとおり、役員9名のうち県退職者が3名となっております。

また、職員は、県から1名を派遣しているところでございます。

次に、その下の「財政支出等」であります。24年度の実績は、「県委託料」が2,962万5,000円となっております。その下の「主な県財政支出の内容」のところでございます。この「県委託料」の内訳でございます。①の「多文化共生地域づくり推進事業」、②の「外国人も暮らしやすい地域づくり事業」でございます。

次に、一番下の枠の「実施事業」でございます。これは先ほど説明した内容と一緒にございます。

次に、その下の「活動指標」についてでございます。まず、①の「研修・講座の延べ参加者数」でございます。目標値4,700人に対しまして、平成24年の実績値は4,781人、達成率は101.7%となっております。目標を達成しましたことから、今後さらに積極的に取り組むこととし、平成25年度以降の目標値については5,000人としております。

次に、②の「ホームページアクセス数」であります。目標値の2万5,000件に対しまして、平成24年度実績値は1万7,968件、達成率は71.9%となっております。

次に、③の「宮崎県国際プラザ延べ来館者数」であります。目標値1万人に対して、平成24年度は4,630人、達成率は46.3%となっております。平成25年度以降の目標値につきましては、協会の業務内容の変更等を踏まえまして、6,000人としております。

次に、162ページをごらんいただきたいと思っております。「財務状況」でございます。

まず、左側、「正味財産増減計算書」でございます。右側の「平成24年度」の列をごらんいただきたいと思っております。「経常収益」は3,778万3,000円、

「経常費用」は3,783万円、「当期経常増減額」は4万7,000円の減となっているところです。

これにより、表の下から5段目になりますけど、「一般正味財産期末残高」は214万6,000円となります。この「一般正味財産期末残高」と、下から2段目の「指定正味財産期末残高」の5億4,360万円を合わせまして、表の一番下、「正味財産期末残高」は5億4,574万6,000円となります。

次に、枠内右側の「貸借対照表」でございます。

まず、一番上の「資産」は、5億4,819万4,000円であり、その内訳は、「流動資産」294万8,000円、「固定資産」5億4,524万6,000円となります。次に、「負債」であります。未払い金などの「流動負債」が244万8,000円となっております。この結果、「資産」から「負債」を差し引いた「正味財産」は、5億4,574万6,000円となり、このうち指定正味財産が5億4,360万円、一般正味財産が214万6,000円となります。

次に、その下の「財務指標」でございます。「自己収入比率」は、当期支出合計額に対する基本財産運用収入や会費、雑収入などの自己収入の比率でございますけど、目標値15%に対して、平成24年度の実績値は19.3%、達成率は128.7%となっております。

最後に、一番下の「総合評価」の枠の「県の評価」であります。

改革工程につきましては、平成24年4月1日の公益財団法人移行後、諸手続が適正に行われております。

活動内容につきましては、ニーズに対応した業務内容の見直し等にも積極的に取り組んでおり、今後もさらに目標値達成に向けて、県と連携・協働して全県的な視野から多文化共生社会

づくりなどの取り組みを推進していく必要があると考えております。

財務内容につきましても、県からの受託事業費が収益の多くを占めております。今後も、さらに賛助会費の増など、自己収益増に取り組む必要があると考えております。

組織運営につきましては、最小限の人員で運営されておりました、職員の能力向上にも努めているところでございます。

その下の4段階評価につきましては、ただいまごらんいただいた評価内容から、「活動内容」はB、「財務内容」はB、「組織運営」もBとしたところでございます。

続きまして、平成25年度の事業計画について説明いたします。

大変恐縮です。また29ページにお戻りいただきたいと思っております。2の「事業計画」についてでございますけど、24年度に「その他事業」として掲載しておりました「外国人も暮らしやすい地域づくり事業」、これ、24ページに記載してございますけれども、その事業期間が終了いたしましたして、25年度については(4)まででなっております。30ページを見ていただきますと、(5)の事業がなくなっております。それ以外は、ほぼ同様の事業計画ということになっております。

そのために31ページの「収支予算書」でございますけれども、前年度予算でございますが、事業規模で申し上げますと、一番下から2段目でございますけど、「経常費用計」というところが事業規模でございますけれども、昨年度、24年度3,833万6,000円の予算でございましたけど、本年度は3,385万4,000円、448万2,000円の減額となっているところでございます。

国際交流協会については以上でございます。

続きまして、私学振興会について御説明いた

します。これについては157ページをお開きいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか、157ページです。まず、一番上の「概要」の「総出資額」でございますけど、4億2,583万8,000円、このうち「県出資額」は1億9,675万5,000円で、「県出資比率」は46.2%となっております。

次に、ページの中ほどの「県関与の状況」でございます。

まず、「人的支援の状況」でございますけども、右側の平成25年4月1日現在の状況でございますが、役員数11名のうち県職員1名、県退職者2名となっております。

次に、「財政支出等」の状況でございますけれども、平成24年度は、県補助金が8,333万6,000円となっております。内容は、下の「主な県財政支出の内容」の欄にありますとおり、①の「私立学校教育研修補助金」と「私立学校退職金基金事業補助金」であります。「私立学校教育研修補助金」は、私立学校の設置者及び教職員の資質向上を図る研修事業の実施に対しまして補助するものでございまして、決算額は211万1,000円でございます。②の「私立学校退職金基金事業補助金」は、私学振興会が行います退職手当資金の基金造成に対する補助を行うことによりまして、学校法人等の退職手当の負担を軽減し、私立学校等教職員の福利厚生の上をを図るものであります。決算額は、8,122万5,000円となっております。

次に、一番下の「実施事業」の枠でございますけど、主な事業としまして、①の「魅力ある学校づくり事業」は、私立学校の外国人講師の招致や教育設備の購入費に対する助成事業を行っております。②の「教育研修事業」は、私立学校の設置者や教職員の資質向上、人権啓発の研修等を実施しております。③の「融資斡旋

事業」は、施設設備に係る長期資金のあっせん等を行っております。⑥の「退職手当資金給付事業」は、退職手当に要する資金の給付事業を行っております。なお、⑥の「退職手当資金給付事業」は、私学関係団体が平成24年11月に合併したことに伴いまして、平成24年度から私学振興会により実施しているものでございます。

次に、その下の「活動指標」についてでございます。

まず、①の「魅力ある学校づくり助成利用件数」は、「目標値」5件に対しまして、「実績値」3件となっており、「達成度」は60%であります。

次に、②の「研修参加者満足度」は、教育研修事業における研修の参加者に対するアンケートにおける平均満足度でございますけども、「目標値」90ポイントに対して、「実績値」94ポイントとなっておりまして、「達成度」は104.4%であります。

次に、③の「融資斡旋利用件数」は、「目標値」2件に対しまして、「実績値」3件となっておりまして、「達成度」は150%でございます。

次に、158ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、一番上の「財務状況」でございます。

まず、「正味財産増減計算書」について御説明いたします。「経常収益」は6億4,458万4,000円、「経常費用」は6億4,223万3,000円、「当期経常増減額」が235万2,000円となっております。「当期経常外増減額」が1万1,000円の減でありますので、「当期一般正味財産増減額」は234万1,000円となります。「一般正味財産期首残高」939万8,000円と合わせまして、「一般正味財産期末残高」は1,173万9,000円となります。また、「指定正味財産」は増減がございませんので、「指定正味財産期末残高」4億2,583万8,000円となり

ます。

次に、枠内右側の「貸借対照表」について御説明いたします。

平成24年度の列をごらんください。一番上の「資産」は、「流動資産」1億9,671万5,000円と「固定資産」48億800万円と合わせまして、50億476万5,000円であります。その下の「負債」は、「流動負債」70万4,000円と「固定負債」45億6,648万5,000円とを合わせまして、45億6,718万8,000円であります。この結果、「資産」から「負債」を差し引いた「正味財産」は4億3,757万7,000円、うち「指定正味財産」が4億2,583万8,000円、「一般正味財産」が1,173万9,000円となっております。

なお、平成23年度以前と比較いたしまして、経常収益等が大幅に増加しておりますけれども、これは、私学関係団体を合併したことによりまして、平成24年度から退職手当資金の給付事業が加わったためでございます。

次に、その下の「財務指標」についてであります。

まず、①の「自己収入比率」は、基本財産運用益に自己収益と自主事業収益を加えたものを経常費用計で割ったものを計算して算出しております。「目標値」10%に対して、「実績値」は12.7%で、「達成度」は127%であります。

次に、②の「管理費額」は、「目標値」3,000万円に対して、「実績値」が3,171万円、「達成度」は94.3%であります。

次に、③の「教育研修事業費比率」は、教育振興事業に係る「経常費用計」に対する「教育研修事業費」の割合を算出しておりますが、「目標値」50%に対して、57.2%、「達成度」は114.4%でございます。

最後に、一番下の「総合評価」の「県の評価」

についてでございます。

まず活動、財務指標についてでございますけれども、教育研修事業の原則有料化による財源確保、事務局経費の節減、研修メニューの充実強化による質的向上、及び効率的な基本財産の運用については、一定の評価ができると考えております。

また、融資あっせん事業につきましても、融資利率の引き下げ等を実施しておりまして、今後も利用促進に向けて努力を続けるべきであると考えております。

現在、実施している事業の有益性は認められますけれども、新公益法人制度への対応を計画的に進めていく中で、実施組織の形態等についても検討、整理を行っていく必要が今後出てくるものと考えております。

その下の4段階評価につきましては、ごらんいただいた評価内容から、「活動内容」はB、「財務内容」はB、「組織運営」はBとしたところでございます。

以上、3団体の説明を終わらさせていただきます。

○内村委員長 ここで、午前の部を終わります。午後の部は、1時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分再開

○内村委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○川原中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。別冊資料でございます。「平成25年9月定例県議会提出報告書（宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策（平成24年度）について）」をお願いいたします。別

冊の単独の資料です。

中山間地域対策につきましては、「宮崎県中山間地域振興条例」、あるいは同条例に基づき策定いたしました「宮崎県中山間地域振興計画」に基づきまして、各部連携しながら、各種の取り組みを進めているところでございます。平成24年度に実施いたしました同計画に基づく主な施策について、報告をさせていただきます。

2枚めくっていただきまして、1ページ目があります。中山間地域振興計画における施策の体系表でございます。

重点施策ということで、3つ掲げております。1つ目に産業の振興、2つ目に集落の活性化、3つ目に日常生活の維持充実という重点施策を掲げまして、その下に、個別の具体的な施策を掲げ、取り組んでいるところでございます。

2ページ目以降が、昨年度、各施策ごとに、各部局が取り組みました事業等の主な内容あるいは成果あるいは目標指標に対する実績等を記載しております。それぞれ重点施策に基づく各部、各課の主な取り組み及び成果を記載しているところでございます。

なお、説明につきましては、常任委員会資料で行わせていただきます。常任委員会資料をお願いいたします。

8ページをお願いいたします。先ほどの報告書につきましては、概要という形でまとめたものでございます。

1の施策の実施状況でございますが、先ほどの施策の体系表でございまして、先ほど「産業の振興」など3つの重点施策を掲げ、それぞれの施策について、各部局連携しながら各種の取り組みを実施したところでございます。

2の実施施策の概要であります。それぞれの重点施策ごとに取り組みの概要をまとめており

ますが、まず、(1)産業の振興につきましては、中山間地域の基幹産業であります農林水産業の振興や、新たな産業の創出、鳥獣被害対策等に取り組んだところであります。

①の農業の振興につきましては、地域の特性を生かした生産振興や多様な担い手の育成、生産基盤の整備等に取り組んだところであります。枠囲いにありますように、ラナンキュラスなど、中山間地域に適した収益性の高い作物の導入支援や、ユズ農家の高齢化等を踏まえ、産地の維持・確保に向けた共同作業の推進や園内道の整備、圃場整備や畑かんがい施設などの整備を実施しております。

②の林業の振興につきましては、多様で豊かな森林づくりや木材産業の振興、山村・人づくりの推進等に取り組み、具体的には植栽や間伐、未植栽地の買収などを通じた森林の整備や、公共施設の木造化・木質化、木質バイオマス加工施設整備への支援などによる県産材の需要拡大に努めたところであります。

③の水産業の振興につきましては、資源の適切な利用管理や経営体づくりへの支援、漁港機能の強化等に取り組み、チョウザメの新規養殖業者の確保や「宮崎キャビア事業協同組合」の設立指導、防波堤の整備等を行ったところであります。

④の新たな産業の創出等につきましては、地域の特産品を活用した新たな商品開発の支援など、農商工連携や6次産業化の推進に努めるとともに、14件の中山間地域への企業立地に取り組んだところであります。

9ページをお願いいたします。⑤の鳥獣被害対策につきましては、全県的な推進体制の整備や新たな視点に基づく総合的な対策の推進等に取り組む、鳥獣被害対策マイスターを昨年度は88

名育成するとともに、現地研修会の開催や集落点検の実施などを通じまして、地域における被害防止対策の推進に努めたところであります。

次に、指標の達成状況であります。

産業の振興につきましては、「集落営農組織数」を初め、ごらんの12の項目の指標を掲げております。それぞれ平成22年度、これの計画を策定した時点でございますけど、平成22年の現況値、平成23年、24年度の実績値と、右から2番目の欄に平成26年度の目標値、一番右端に現在の到達度を記載しております。

このうち、上から6番目の「新規漁業就業者数」につきましては、漁業資源の減少や燃油高騰、漁価の低迷等の漁業経営を取り巻く環境の中で、新規漁業者の確保につきましては厳しい状況にありますが、漁業就業者確保育成センターを通じた情報の一本化や就業マッチングなどの取り組みによりまして、引き続き漁業就業者の育成確保に努めていくこととしております。

次に、(2)集落の活性化についてであります。集落の自主的な活力向上や都市からの支援と交流、地域文化の保存・継承等に取り組んだところであります。

まず、①の自主的な活力の向上につきましては、「いきいき集落」として新たに10集落を認定したほか、市町村における「集落点検」の取り組みを支援したところであります。

②の都市からの支援と交流につきましては、「中山間盛り上げ隊」による集落活動支援として、11市町村で延べ78回実施したほか、東京都内での移住相談会の開催や、空き家活用等に取り組む市町村を支援したところであります。

10ページをお願いいたします。③の次世代の育成につきましては、県内6カ所の地区生徒寮の運営支援や、僻地育英資金の貸与などを通じ

まして、就学支援、地域共助による子育て支援の仕組みづくり等に取り組んだところであります。

④の地域文化の保存・継承と活用につきましては、民俗芸能保存団体及び文化財愛護少年団等への支援など、地域文化の保存・継承に係る意識の醸成や活用促進の取り組みを支援したところであります。

次に、指標の達成状況であります。集落の活性化における指標につきましては、「集落点検実施市町村数」を初め、8項目の指標を掲げております。これにつきましては、特に1番目の集落点検実施市町村数につきましては、さらに制度の意義等のPRに努め、市町村や集落と連携しながら積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に(3)日常生活の維持・充実についてであります。医療の確保や生活交通の確保、安全・安心な暮らしの確保等に取り組んだところであります。

まず、①の医療の確保等につきましては、医師や救急医療の確保、高齢者の保健増進等に取り組む、僻地出張診療の実施やドクターヘリの運航支援による救急医療体制の充実・強化等に努めたところであります。

②の生活必需品等の円滑な調達につきましては、宮崎県商工会連合会におきまして、諸塚村、川南町で実施されました買い物弱者対策に係る実証実験等についての取り組みを支援したところであります。

③の生活交通の確保につきましては、路線バス維持や、11市町村で運行されておりますコミュニティバス等の実証実験への支援、生活道路としての都市部と中山間地域を結ぶ国県道の未改良区間の整備等に取り組んだところであります。

す。

11ページをお願いいたします。④の水道の整備及び水環境の保全につきましては、市町村の行う水道施設事業や浄化槽整備事業、公共下水道整備事業等に対する支援を行ったところであります。

⑤の情報通信網の整備につきましては、携帯電話サービス未提供地域の解消等に取り組み、携帯電話の利用が不可能な35世帯の解消を図ったところであります。

⑥の安全で安心な暮らしの確保につきましては、自然災害対策や地域防災体制の整備等に取り組み、土砂災害防止対策の推進や土砂災害警戒情報の提供、新たな自主防災組織の結成や人材育成の取り組みへの支援を行ったところであります。

次に、指標の達成状況でございますが、「中山間地域の常勤医師数」など、ここに掲げられております指標は、特に地域住民の皆様方の生活の安定、安心に直結する重要な課題でございますので、今後とも関係部局と連携しながら、さらなる推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、平成24年度に実施いたしました主な施策の概要を報告いたしましたが、次に、3の今年度の取り組みであります。今年度につきましても、引き続き知事をトップとする中山間地域対策推進本部におきまして、平成24年度の取り組み結果等を踏まえまして、計画に掲げました施策の推進や目標の達成に、全庁挙げて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、(2)にありますように、施策の推進に当たりましては、昨年度、県内7地域に設置いたしました「中山間地域振興協議会」を通じまして、地域の意見や実情を直接お伺いしながら

取り組んでいきたいというふうに考えています。

また、(3)にありますように、「中山間地域をみんなで支える県民運動」のさらなる県民の皆様への浸透を図りまして、中山間地域の果たす役割の理解促進や、中山間盛り上げ隊など、地域と都市部との交流連携の促進、地域資源を生かした商品開発や地域特産品の消費拡大など、地域経済の活性化につながるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、この県民運動につきましては、資料に記載はございませんけれども、来月、10月を中山間地域応援月間といたしまして、テレビCMやポスターなどによる運動の周知とともに、お手元に一枚紙で色紙のチラシをお配りしておりますが、来月の23日には、綾町におきまして、中山間シンポジウムを開催することとしております。都合がつかれましたら、ぜひ御出席のほうをお願いできればというふうに思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○内村委員長 それでは、執行部の説明が終了いたしました。

まず、損害賠償額を定めたことについての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですので、次に、県が出資している法人等の経営状況について、質疑はありませんか。

○鳥飼委員 そしたら、県が出資している法人等の経営状況について一つだけお尋ねします。県立芸術劇場についてお尋ねしたいと思います。

ことしが20周年の事業をやられるということで、オープン、開館以来20年、非常に長い月日を歩んでこられたんだなと思って、国際音楽祭とかもやっていただいて、大変歴史が出てきた

なというふうに思っております。

実は、先日、松本記念何とかというのが、小澤征爾さんが指揮をして、そして、ガーシュウィンのラプソディ・イン・ブルーですか、ジャズの人たちと共演をするところがあったんですけども、松本でやられているのについても、やはり非常に日本国内とか、世界からも注目をされているというようなことがありますし、あそこは小澤征爾さんが力を入れてるというのもあるだろうと思うんですけども、宮崎の場合は国際音楽祭ということで、それでバイオリンの徳永二男さんが主催をするんですが、亡くなられたアイザック・スターン氏たちがいろいろと応援していただいております。

ちょっと長々と前置きを申し上げましたけども、これは、ここの159ページに、これの「法人等経営評価報告書」というのがございます。下のほうに実施事業とか、活動指標とか、こういうことが上げられまして、そこで友の会会員数が64%、私も友の会の会員の一人なんですけども、もうちょっと応援をしたいなというところがあります。主催公演の入場者率というのが、入場者数をキャパシティで割って100を掛けたもの、これは、54.9というのは5割5分というようなことですよ。主催事業というのは、国際音楽祭とかいうのは、やはり主催事業なんですよ。

○菓子野文化文教・国際課長 主催事業でございますけど、15ページの県立芸術劇場の事業報告書をごらんいただきたいと思っておりますけども、主催事業は、この①、②、③、そして④が主催事業というふうにしておりまして、それ以外はいわゆる貸し館でございます。

○鳥飼委員 この国際音楽祭の14,000人っていうのは、ストリート音楽祭も含まれていますか。

○菓子野文化文教・国際課長 入っております。

○鳥飼委員 あれが、4,000人ぐらいあると思うんですけども、一流のプレーヤーが来て、国際音楽祭に、私もわからないなりにクラシックを聞きに行ったりしてるんですが、空席がかなりあるんです。平均どれぐらいの入場者数かお答えください。

○菓子野文化文教・国際課長 濟いません、ちょっと資料がございませんので、ちょっと調べさせていただきます。

○鳥飼委員 わかりました。じゃあ、結構です。

それで、私、記紀1300年事業と絡めて、やはり宮崎に来てもらうということが非常に大事だと思ってるんです。パックじゃないですけども、この音楽祭を聞きに来て、そして記紀1300年のいろんな名勝をめぐっていただくとか、そういうふうな取り組みもしていただけないでしょうかというように、過去1年か2年、提起をしてきてるものですから、その辺の関連で、まず、どういう取り組みをされてきたのかということをお聞きをしたかったわけです。

○菓子野文化文教・国際課長 今回の開館20周年記念事業に絡めまして、記紀1300年事業、それとも兼ねまして、今回、雅楽公演を9月15日に開催しております。これは、約700人の入場者がありました。

○鳥飼委員 それで、そういう取り組み、ぜひ1カ所、一つ御報告だけですけども、この提起に対して、やっぱりもったいないですよ。一流のあれで、前はちょっと金のかけ過ぎじゃないとか、大分の、何ですか、あそこの、名前出てないんですけども、金をかけないでやろうという意見やらも出たりしてたものから、やはり一定程度のそこを活用、活用というのはおかしいんですけども、やっぱ来てもらって、

聞いていただいて、そして、それをこの国際音楽祭事業というものを取り組んでいただきたいというふうに思ってるんです。だから、ほかには何かありますか。

○菓子野文化文教・国際課長 記紀1300年記念事業につきましては、平成32年までの事業でございまして、その中で、いわゆる事業計画といったものができてきているわけですが、その趣旨に沿いまして、やはり私たちのほうも、県外から1300年を記念して観光客等の皆様がおいでになるような、そういったプロジェクトもやはり検討していくべきだろうというふうに考えております。その一環として、この雅楽公演等も企画しているというものでございます。

○鳥飼委員 せっかくの国際音楽祭ですから、これがメインイベントというやつですよ。どっちかという、メインイベントとなると思いますので、やはりそこをもうちょっと活用していただきたいということで、要望にかえときますけれども、工夫をお願いしたいと思います。

○内村委員長 ほか、ありませんか。

○凶師委員 今の鳥飼委員に関連して、芸術劇場についてなんです、平成24年度と25年度の県職員の人的支援が7名から3名という形で大きく減っておるんですが、その理由と、また、その業務内容とか業務量について、何か支障なりは出てないのか、お聞きしたいと思います。

○菓子野文化文教・国際課長 この人的支援でございまして、人的支援につきましては、24年度7名から25年度3名ということで、4名減らしているわけです。これは、いわゆる公社等改革指針に基づきまして、県の関与を可能な限り減らしていくといった方向性のもとで、こういった処置をとっております。その間、プロパーの職員がございまして、24年度に比較し

まして3名増員してございまして、それで24名としてるところです。全体の職員数は、24年度、25名で、25年度は24名ということになっております。県職員に代替してプロパーの職員を増強しているという状況でございまして、体制としては、いわゆる資質の問題とか、そういったこともありますが、問題としてはありますが、体制としては整備しているということでございます。

○凶師委員 今、もう言われたとおりですけど、これ、資質の面ってということで、プロパー職員の人件費は、じゃあ県の負担ってことでよろしいのでしょうか。

○菓子野文化文教・国際課長 指定管理費の中に算入しているということでございます。

○凶師委員 総体費用としてはそう変わってはいないってところか。もちろんトータルで考えると、このほうがまだ効率的だろうとは思いますが、その理解はできました。

もう一つ続けまして、活動指標のところ、芸術劇場の稼働率が、目標数値は達成されておるんですが、説明の中では、イベントホールや演劇ホール、それぞれのホールの合計の稼働率だという説明があったんですけども、それぞれメインホール3つの、それぞれの稼働率っていうのは出ておるものでしょうか。

○菓子野文化文教・国際課長 出ております。コンサートホール、24年でございまして、76.3%、演劇ホール、68.5%、イベントホール、83.8%でございます。あと練習室があるんですけども、こちらの稼働率が91.6%ということになっております。

○凶師委員 もう一つ最後に、鳥飼委員も言われたんですけど、やはり稼働率は、非常に高く推移されてるなというふうに今受け取れるんです

が、やっぱり入場者率が低いということと、次の160ページにあります、それと連動するんですが、入場料の収入比率っていうの、これも県主催事業だけではないとは思われますが、やはりこれがもう少し伸びてくるような仕掛けっていうのが必要だと思われまますので、何か今後の改善内容っていうか、努力内容、目標みたいなものがあれば、教えてください。

○菓子野文化文教・国際課長 県立芸術劇場の機能から申し上げますと、やはりよりよいものをより安くといったことで努力をしているところでございます。

そういった入場者率の問題なんですけれども、実を言いますと、いわゆる邦楽演奏会ですとか、音楽系の公演をやるわけですけども、コンサートホールが1,818席ございます。そういった大きな箱の中で、ちょっと集客力が弱いといったものも実施しているといったことがございまして、こういった入場者率が下がる場合がございます。そういった面で、この入場者率については、私達も不満ではあるんですけども、かといって、例えばNHK交響楽団ですとか、このふうになりますと、1,818席のうち1,700席が埋まるということで、こういった人気の高い、もしくは商業ベースのものをばっかり集めると、ちょっと入場者率は高くなるんですけども、やはり広く文化の水準を上げるという目的からして、もう少し、もうちょっと観客数が少なくてもいいものを持ってきたいというところもございまして、その辺のちょっと調整ぐあい難しいんですけども、そういったことで、こういった数字になっているという状況でございます。

○図師委員 よく理解できました。ありがとうございました。

○丸山委員 157ページの私学振興会のちょっと

経緯を教えてください。平成24年度から退職金の積立金のこれを出しているんですが、その経緯、なぜ出すようになったのかっていうのがちょっとわからなくて、その意味がどういう意味を、県としてなぜ出さなくちゃいけなかったという整理の仕方をちょっと説明をいただきたいと思います。

○菓子野文化文教・国際課長 私学振興会に対する退職金の補助金の件でございますけれども、これにつきましては、実を言いますと、交付税措置がございまして、基準財政需要額が算定されております。それに基づいて、こうした私立学校の教職員、幼稚園の教職員の退職金に対する支援措置があるということになっております。

○舟田総合政策部次長(県民生活担当) 今の課長が申し上げたことに加えまして、そもそも教育基本法に基づいて、地方公共団体においては、こういう学校教育に関する助成、また、その他適切な方法によって、私立学校への助成、学校教育の振興に努めなければならないというものがございまして。そういった観点から、子供たちへのよりよい学校教育を与えるといえますか、受けていただくために、間接的な意味での教職員の資質向上といった観点から、この退職手当への補助ということがあります。

○丸山委員 交付税措置ということでは、平成23年度まではなかったっていうのは、どういう理由、そこをちょっと教えてください。ちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、平成23年度まではなかったわけですので、24年、改めてできたっていうふうに、ちょっとその辺を詳しく教えてください。

○菓子野文化文教・国際課長 これは、こちらの私学振興会に対する補助ということになってるんですけど、実を言いますと、私学振興会に

平成24年11月に退職金基金社団といったものが合併をしておるわけです。それまでは、そういった社団のほうに出していたわけなんですけど、それが合併しましたことから、ここに24年度から出してるといことです。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

○菓子野文化文教・国際課長 申しわけございません、先ほど鳥飼委員から御質問がございました国際音楽祭における入場者率でございますけれども、約63%というふうになっております。

以上でございます。

○内村委員長 よろしいですか。

それでは、宮崎県中山間地域振興計画に基づく施策についての質疑はありませんか。

○坂口委員 まずは、整理の仕方とかも基本設定の仕方なんですけど、例えば林業就業者のところは、就業者の人数を目標設定してますよね。その下の新規漁業就業者数っていうのは、新規に入る人だけを何人っていうふうに目標としますが、これも一つの整理の仕方ではあると思うんですけど、そもそもこういう目標をつくるっていうことは、そういった産業なり集落なり、あるいは関連するものをやっぱりしっかりと、何ですか、充実させていこうとか、安定させていこうとか、発展させていこうという目標があってからのそういう設定だと思うんです。

じゃあ、新規漁業就業者数のとき、漁業就業者はどうなってるのかってなったとき、どういう目的を持ってこの数を定めて、達成率が何%になったかって説明がこれから見えないと思うんです。このやり方を、こういったぐあいにされてること、なぜ全部統一されてないのかっていうのはどうなってるんですか。

○川原中山間・地域政策課長 確かに委員御指摘のとおり、それぞれのこの統一性という部分

では、確かにおっしゃっている部分はございます。

ただ、これにつきましては、それぞれ各部、例えば農政水産部あるいは土木なり、商工なり、各部におきまして、それぞれの部門別の振興計画をつくる中で、この中でもそれぞれ指標を当然持つてゐるわけでございますけども、それとあわせた形で、実際、この指標、中山間における計画に指標として掲げたという経緯もございまして、確かに全体で見ますと、今委員おっしゃるような形で、確かに統一性という部分ではちょっとないかなというのは、私もちょっとそこは感じるところでございます。

○坂口委員 そういうのもありますけど、一つにはやっぱり基礎とすべき数字っていうのは、やっぱり総合政策部が一元して管理されて、それを政策目標とか、達成しようとする目標に、まず漁業就業者を3,000人は確保するんだと、そのために、現実的にはただ300足りないから300を5年でやろうたって無理だよって、30ずつで10年かかるよっていう、そこに達成、新規就業っていうのを入れるのはいいと思うんです。でも、目的には、やっぱり宮崎県の漁業を産業として今後とも維持していくためには、最低限何千人の経営者なり就業者が必要なんだということで、これを、じゃあそれで、その一部分の新規が何人入りましてなったたら、リタイアが何人いましたっていうのを出さないと、何を県は仕事やってるのかっていうのが、一体どうなってるんだっていうのが見えないと思うんです。

次のページも一緒なんです。出生率で出してるけど、出生率が0.0幾ら上がったからって、じゃあ、そこに生まれてきた赤ちゃんがどんなんなってるのって、将来、人口はどうなっていくの。

それは、この集落を維持していくためには、あるいは集落をいつかは自立させるためには、最低限ここには、年齢も含めてですけど、こういった人口構造で、何人ぐらいの人がいないと集落機能がもう維持できないんだと、そこに目標設定するんだと。やっぱその目標に使うためには、地道だけれども、出生率と出生児、これが毎年幾ら要るんだっていうことをやっぱ目標として掲げて、これは、達成可能ではだめだと思うんです。集落を残すために何人要るってなったら、それをどうやって確保して、その人間をそこで、最終的に目標値を確保するっていうか、達成するかっていう。

そこで、県外からの移入者っていうのがありますよね。毎年、何人がかふえてきてから、これはめでたいことだって思うけど、そこでどうとう限界を感じて出ていく人がいると思うんです。この人はその間をやっぱりもう棒に振ったっていうか、それからまた出直すって大変な作業なんです。だから、そこで一人でも出ていく人がいたら、その人はなぜ出ていったんだと。県がやっぱやってる県外からの誘致っていうのは、本当に正しいことをやってるのかっていうことがこれじゃ見えないんです。だから、その整理の仕方、目標数値の設置の仕方、その性格によると思うんです。

それから、ちょっとくどくなりますけど、国補でこうやるんだっていう、金さえあればできることっていうのもありますよね。幾ら金をかけたってできないことっていうのもある。

だから、そこらの目標の設定のあり方。なぜその目標を設定したかったっていう、重きで言うところちょっとおかしいんですけど、これはもう絶対達成しなきゃ、何があっても総力でやんなきゃだめなんだっていうのと、これは自然に任

せていいんだけど、理想としてはここに持っていこうっていうの、こういう整理をしないと。これ、質疑って言われても、なかなかこれから見づらいんです。そこらがわかれば、どういう目的で、どうやって、今どういう状況なんだっていうのを説明していただければいいけど、ここで、恐らくわからないと思うんです。だから、わかれば説明いただいて、わからなければ今後の整理の仕方に対しての考え方を。

○川原中山間・地域政策課長 大変申しわけありません。今、委員がおっしゃられた、本来、どう数値としてあるべきかっていう部分については、確かにこの範囲でしかちょっと押さえておりませんで、本日お答えできないわけですけども、確かに言われるように、目標そのものの設定のあり方等、そこら辺につきましては、貴重な御指摘いただきましたので、ちょっとそこら辺についても、各部とまたいろいろ話し合っ

てまいりたいというふうに考えております。
○十屋委員 私も、今、それを感じていたところなんですけど、10ページの日常生活の維持・充実っていうところで、いただいた資料の政策評価の中で、中山間地域はCなんです。17ページ、下から2つの9の持続可能な地域づくりの中で、中山間地域の活性化っていうところで、評価はCというのと、ここに出てる指標が90%がほぼ。あと72と78があって、達成目標はわかるんですけど、今、坂口委員が言われたように、この数字だけを見るとよく見えるし、こっちでは評価はCってなってるという、政策評価の中で、ここの整合性がなかなかとれないのかなと。

だから、今言われたように、やはり何を目的とするかっていうところで指標をとっていただいて、最終的にそれが政策評価ですから、中山間地の生活の維持・充実がきちっとできれ

ば100、Aになるでしょうし、そのあたりが整合性とれてないんじゃないかなというふうにちょっと思ったものですから、そのあたりをどういうふうに見たらよろしいんですか。

○川原中山間・地域政策課長 この指標につきましては、重点施策ごと、例えば中山間地域の活性化等ございますけども、それぞれの重点施策ごとに指標化ができるっていう部分というふうな、個別の施策目標というものを勘案しながら、具体の政策目標という形で掲げたわけがございますけども、やはりおっしゃられるように、中山間地域対策一つとりましても、非常に幅広い振興対策がございますので、この一部の指標の達成状況をもって全ての達成がどうかという部分については、非常に私どもも、その点については、はかるということが難しいなというふうには思っておりますけども、これらの数字にあらわれる具体的な指標を目指す、達成を目指す中で、全体的な振興にもつながっていければなというふうに考えているところでございます。御理解をよろしくお願いいたします。

○十屋委員 まさに今課長が言われたように、大きな目標に向かって、一つ一つ進めていく中で数字なんだろうかもしれませんが、やはり施策評価をする場合には、この数字をもとに、それぞれの細かなところを評価するのか、全体的な評価になるのかは、見る時点によって上がったり下がったりする可能性がありますので、そのあたりで、大きな目標に向かっての評価っていう視点でもってやっていただければありがたいなというふうに思います。ほか、一生懸命取り組まれてることは十分理解します。でも今、坂口委員も言われたように、目標と目的のあり方っていうのを十分検討いただいて、また評価していただければというふうに思います。

○金子総合政策課長 十屋委員のほうからの政策評価とも絡めた御質問でございましたが、私どものほうの評価としてはCをつけてるところでございます。この日常生活のあれも、医療だけではもちろんありませんで、交通の利便性でありますとか、福祉、介護の状況とか、さまざまなやはり生活を維持していく上での基礎的な部分を総合的に評価っていう部分であります。この中で、特に中山間地域における常勤医師の確保という、ここが取り組み指標ということで、政策評価では設定してございまして、これのやはり達成率がよろしくないということもあって、ここが全体的にやはりCという評価になったやつでございますが、決してそのことだけを捉まえているのではなく、やはり全体を見ながら、さりとて一番代表的な指標ということで、この医師確保というところで、結果的にCとなったところでございますが、おっしゃられますように、点で見つつ、やはりしっかり全体で見るというんでしょうか、木を見て森をしっかりと見ながら、やはり施策のあるべき姿っていうのは、こういうのを手がかりに維持・充実させていく必要があるというふうに思っております。

○鳥飼委員 もう答弁要らないんですが、この中山間地の川原課長のやっておられるこの報告書です。中山間・地域振興課だけでは難しいって思ってるんですね。かわいそうって言ったら怒られますけども、限界があるんです。だから、せめてこれについてやってくださいよというのは、重点的なものを示して、各課がやるわけですから、そうしないと、中山間地域、結局、取りまとめたものを報告するだけに結果としてなってるんじゃないか。

だから、この中山間地振興というのが、県政の中でどういう位置づけになってるかっていう

ことを反映してることだろうというふうに思うんです。だから、それは総合政策部の中でもうちょっと練って、目標に近づけていくために、やっぱこの実施をどうやっていくのかと、そういうことをもうちょっと練ってください。でないと、中山間・地域政策課だけではなかなか困難です。それはもう部長やら、次長やら、優秀な人がたくさんおるから、金子課長のところも一緒になってやっていただきたい。これ、要望しておきます。

○川原中山間・地域政策課長 委員御指摘のとおり、中山間地域対策は、総合対策でございますので、そういった意味で、各部連携しながら、一緒になって取り組んでいく必要があるわけでございますけども、そういったことのために、知事をトップとします関係部長で構成します対策本部、あるいは各課長で構成します幹事会、この中で、それぞれ施策の情報の共有化でありますとか、指標の達成状況などもそれぞれ協議しながら、進捗がおくれてる部分についてはどこら辺に課題があるのかとか、そういった部分につきまして、関係部局一緒になって考えながら取り組んでいっているところでございますので、引き続きそのような形で、各部一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えております。

○内村委員長 よろしくお願いいいたします。

それでは、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○金子総合政策課長 それでは、委員会資料の13ページでございます。平成25年度政策評価の結果についてでございますが、別途資料2といたしまして、評価委員会による評価報告本冊を配らせていただいております。

これにつきましては、アクションプランに掲

げます新しい「ゆたかさ」創造プラン、10ございます。これの2年目の進捗状況ということで、今回、評価を実施したところでございます。

1にありますとおり、10のプログラムのうち31の重点項目、それから77の取り組み事項、237の実施内容という形で、(1)におきますまず我々内部の評価、これについて77を対象に行いました。

それから、外部評価ということで、有識者によって構成されます評価委員会において、現場目線、県民目線という形で評価をいただいたところでございまして、2番にまとめてございます。

内部評価の欄で見いただきますと、Aが19、Bが54、Cっていいいますのはややおけているという部分でございますが、これは4項目ございました。Dはございませんでした。

そして、右端、外部評価でございますが、特に8番の観光交流・海外展開につきまして、Cという評価を受けたところでございます。それにつきましては、14ページをごらんいただくとよろしいんですが、2番の外部評価のところの後段でございます。これにつきまして、実際は24年の実績値で評価をしたかったわけですが、統計上ちょっとそれが無いということもありまして、23年の実績値を使わざるを得なかったと。その年は、火山噴火とか震災影響等という形で、かなり厳しい背景がございました関係で、指標的に厳しいものがございまして、結果的に頑張っているという努力は認めていただいておりますが、結果としてやはり厳しいということで、おけているという評価になったところでございます。

それから、3番にあります、今回といたしまししょうか、A、B、C、Dに、余りランク分けっ

というよりも、それぞれのプログラムごとに、委員の先生からの意見・提言というような形をいただくという形で、実際の評価作業におきましても、私どもの課が全部やるのではなく、関係する課も全員そろいまして、そして委員の皆様との質疑に応じ、あるいは意見交換をするというようなスタイルをとっておるところでございます。

それで、主なものをちょっと拾っていきますと、例えばプログラム1につきましては、3点目ではありますが、6次産業化です。これ、もう取り組みの主体ということで、大きなビジネス網でやってるところもあれば、スモールビジネスもあると、さまざまな規模の差に応じた形の支援をよろしく願います、きめ細かい支援をしてはどうかという御意見でございました。

それから、プログラム3につきましては、2点目でございます。どちらかといいますと、これまで欧米中心の国際理解教育なんですけど、やはり身近なアジア、ここら辺の関心を高める取り組みを進めるべきであるということでございました。

4につきましては、やはり高齢者の経験・知見の活用、それから、女性医師が、やはりキャリアを十分に発揮できるような環境づくりに努めてはどうかということもございました。

5につきましては、やはりエネルギーの地産地消というのはよくわかると、重要なことだということですが、特に小水力発電あたりについては、いろいろ規制もあるというように聞いてるけど、頑張してほしいというようなこともいただきました。

それから、次のプログラム6につきましては、3点目です。やはりTPP等の動きが出ておまして、これを見据えてしっかり計画、

当初をつくったときよりも、やはりさまざまな修正要因というんでしょうか、難しい要素が出てきてるかと思うので、それをしっかり見定めてやってほしいというふうなことでありました。

それから、7につきましては、3点目ですが、やはり東九州自動車道、ここの開通効果をどう地元経済に波及させていくか、こういった議論をもう少し大きく県全体でやるべきだというふうな御指摘もいただいたところでございます。

それから、C評価を受けました観光交流につきましては、やはりまだまだ本県の魅力の発掘とかイメージ戦略って部分で弱いんじゃないかという形の御指摘をいただきました。

あと、最後のプログラム10でありますけども、自殺対策でありますけども、これもやはり市町村、民間レベルのやはり地域密着型。そして、高齢者の交通事故関係でありまして、これもやはり数字が厳しいので、強化をしてほしいというふうな形の御意見でございました。

あと、16、17にかけましては、それぞれの一覽をつけてるところでございます。

この政策評価につきましては、さまざまな議論があるところでもありますけども、やはりこれが目的化してはいけないと思っています。やはりこれは、あくまでも手段でありまして、県の打つ政策をしっかりこれで評価を受けまして、そして、今後の展開にちゃんと生かしていくと、施策なり事業、そして予算とか、こういった形にきちんとそういうサイクルを構築していくことが大事だと思いますので、これを真摯に受けとめまして、また残り、アクションプランも2年間になりましたけども、その後半戦の展開にフルに生かしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井手フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課から、フードビジネスの推進状況について御報告を差し上げたいと思います。

ただ、ちょっとその前に、予算議案のところでの答弁について、少しだけ補足をさせていただきたいと思います。

渡辺副委員長からの御質問で、企業内部の人材の支援ということが可能かということで、既存の事業の中で今雇ってる方については無理ですと申し上げました。企業さんが、全く新しい分野、新分野に挑戦をされる、もちろん別会社を興す場合はそうでしょうし、内部においてもそういう新分野進出のための組織を新たに作って、そこに人材を登用する場合、何とかこの事業のほうで支援できないかというような御相談を今受けてます。これにつきまして、可能か不可能か、今、厚生労働省と少し議論をして、調整をさせていただいているところでございます。多少、今後のその協議の中では、何とか認められる場合もあるのではないかと思いますので、その場合、また公募の段階でお知らせをしたいと思っております。済いません、補足をさせていただきました。

報告に戻りまして、委員会資料の18ページ、ごらんいただきたいと思います。今までの主な取り組み・成果等、今後の主な取り組みについて、御報告でございます。

今までの取り組み・成果につきましては、「フードビジネスの創出・拡大」、そして、「システムづくり」、「機運の醸成・体制づくり」の3つに分けて記載しております。

特に創出・拡大におきましては、東アジアへの輸出拠点としての香港事務所の開設、そして、先日の香港・シンガポールにおいての知事をトップとしたセールスプロモーション、これを

開催したところであります。また、先ほどちょっと御質問にもありました新たなブランド戦略構築に向けたマーケティングアドバイザー、新宿みやざき館KONNEに販路開拓のコーディネーター、この辺を設置したところでございます。

2番目のシステムづくりといたしましては、帝国データバンクのほうを持ってらっしゃいます食関連企業の取引情報、これを活用した商流の分析をやったところでございます。また、人材育成ということで、④に掲げてありますが、農林水産業経営多角化チャレンジ塾等が、今、ちょうど行われてるところであります。

機運の醸成・体制づくりでございますが、「フードビジネスのかわらばん」、これ、改めてこの委員会でお配りさせていただきます。第2号をこの9月に発行しました。もちろん体制としましては、フードビジネスの推進会議、そして庁内の推進本部、また実務者レベルで集まっている実務者会議等を構成したところでありまして、各地域におきまして、各農林振興局、また西臼杵支庁の管内におきまして、それぞれネットワーク会議を設置をいたしまして、テーマが決まったところについては、ここに記載してあるとおり、例えば中部地区であればファーマーズマーケットを起点とした地域農業振興方策の確立等というようなテーマで、それぞれ関係機関が集まって議論をしてるところでございます。

今後の主な取り組みでございますが、19ページでございます。もちろん既存の事業を活用した販路の拡大、マッチングのほか、今般、補正予算を提出させていただいてます「フードビジネス雇用創出プロジェクト」を活用した外部専門人材の確保、地域ビジネスの支援と人材育成を行っていく予定でございます。3つのプロジェクト、10のテーマを定めておりますので、今後

の方向性、具体的な取り組みも、このテーマに沿って定めた上で、取り組んでいくことにしております。それぞれ、「拡大」、「挑戦」、「イノベーション」の3つのプロジェクトごとに、ここに記載をしています。

「拡大」でありますと、①の宮崎の食肉ということで、知名度・販売力の向上のための販売戦略の構築等、畜産新生プランにのっとりた形で進めているところであります。また、②のところで書いてますけれども、宮崎牛の新しい食べ方の提案等を観光サイドと調整をしながら、県内の観光産業さんとの共同によるイベント等の実施を、今、検討しているところであります。

また、2の「挑戦」プロジェクトでありますと、部局横断的な企業等の農業参入の推進チーム等の検討に入っております。また、商談会としまして、アグロイノベーションでありますとか、その他の商談会等の出店等の準備を整えているところであります。特に⑦のところでありますが、ヤフー香港、ANA、ヤマト運輸と連携した宮崎牛の海外輸出の展開等を12月ぐらいからやろうということで、準備を進めております。

最後の「イノベーション」であります。これにつきましては、研究・分析機能の強化に向けた体制の検討ということで、調査を今実施、始めているところであります。また、キャビアの販売開始が11月からということになっております。この辺のPRもよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、飛び飛び説明をさせていただきましたけれども、この半年間で基盤を大分つくってこれたなと思っております。この基盤、今までつくってきた基盤の上で、それぞれの企業、関係団体と緊密に連携しながら、実際のフードビジ

ネスの拡大に向けた取り組みをやって、着実な成果に結びつけたいと思っております。

報告は以上でございます。

○内村委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 よろしいですか。

では、次に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時57分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

あす、総務部の審査を行うこととし、午前10時の開会といたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、何もありませんので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。どうもお疲れさまでした。

午後1時57分散会

平成25年 9 月 20 日 (金曜日)

政策調査課主査 藤 村 正
議事課主任主事 野 中 啓 史

午前 9 時 58 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	十 屋 幸 平
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	凶 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	四 本 孝
危機管理統括監	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	成 合 修
総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	日 隈 俊 郎
危機管理局長 兼危機管理課長	大 坪 篤 史
部参事兼総務課長	川 畠 達 朗
部参事兼人事課長	武 田 宗 仁
行政経営課長	平 原 利 明
財 政 課 長	福 田 直
税 務 課 長	鶴 田 安 彦
部参事兼市町村課長	甲 斐 正 文
総務事務センター課長	酒 井 正 英
消 防 保 安 課 長	厚 山 善 光

事務局職員出席者

○内村委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○四本総務部長 それでは、本日御審議をいただきます議案等につきまして、お手元に配付しております「総務政策常任委員会資料」により御説明いたします。

「資料」の 1 ページをお開きください。

「平成25年度 9 月補正予算案の概要 (議案第 1 号)」についてであります。

今議会に提出をしております予算案は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計で67億3,104万7,000円の増額であります。

この結果、一般会計の予算の規模は、9月補正後で5,784億706万円となります。この補正による一般会計の歳入財源のうち、主なものといたしましては、分担金及び負担金1億1,680万3,000円、国庫支出金27億5,361万8,000円、繰入金5億1,362万円、繰越金23億7,601万7,000円、県債9億6,550万円であります。

2 ページをお開きください。

一般会計歳出の款ごとの内訳であります。主なものを申し上げますと、一番上の総務費は、平成24年度一般会計決算に伴う繰越金の一部について、地方財政法の規定により基金へ積み立てますとともに、フードビジネスの成長産業化を加速させるため、国の戦略産業雇用創造プロジェクトを活用し、人材育成等を行うものであります。

次に、衛生費でございますが、地域医療再生計画に基づく事業の財源として、国の地域医療再生臨時特例交付金を地域医療再生基金へ積み立てますとともに、同基金を活用して、日南市初期夜間急病センターの診療機能の充実強化等を図るための建てかえに対する支援等を行うものであります。

次に、農林水産業費は、公共事業に伴う増額のほか、肉用牛生産基盤の整備充実を図るため、家畜市場における自動電子セリシステム等の導入の支援等を行うものであります。

最後に、土木費は、国の補助等による道路維持に係る公共事業の増額を行うものであります。

予算議案については、以上であります。

次に、飛びますが、資料の6ページをお願いいたします。

議案第5号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、公職選挙法の一部改正により、条例が引用している同法の規定に号ずれが生じたために所要の改正を行うものであります。

特別議案につきましては、以上であります。

次に、報告事項でございます。

資料の7ページをごらんください。

「損害賠償額を定めたことについて」であります。

これは、県有車両による接触事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の規定(専決処分)に基づき、御報告するものであります。

最後に、「その他報告事項」についてでございます。

資料の8ページをお開きください。

本日御報告いたしますのは、ここに記載の「第6回防災拠点施設整備調査検討委員会の概要に

ついて」など3件についてであります。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○福田財政課長 議案第1号の歳入予算について御説明をいたします。

「常任委員会資料」の3ページをお願いいたします。

今回お願いしております補正予算の「一般会計歳入一覧」であります。

それでは、内容について御説明をいたします。

太枠の中の「今回補正額」の欄をごらんください。

まず、「自主財源」につきましては、上から3番目の分担金及び負担金が1億1,680万3,000円、その3つ下の寄附金が80万円、繰入金が5億1,362万円、繰越金が23億7,601万7,000円、諸収入が468万9,000円、「依存財源」につきましては、下から3段目になりますけれども、国庫支出金が27億5,361万8,000円、県債が9億6,550万円で、いずれも増額となっております。

この補正による歳入合計は、一番下の欄にありますとおり67億3,104万7,000円となっております。補正後の一般会計の予算規模は、その右の欄にありますとおり5,784億706万円となります。

4ページをお願いいたします。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要であります。

まず、「分担金及び負担金」につきましては、土地改良事業などの実施に伴う市町村負担金であります。

次に、「寄附金」につきましては、森林緑化に活用してほしいとの趣旨により、企業から寄附

をいただいたものであります。

次に、「繰入金」につきましては、国の経済対策等により積み立てた基金を取り崩して、各種事業を実施するための財源とするものであります。

次に、「繰越金」につきましては、24年度決算の歳入歳出差引額から25年度の繰越明許費の財源となる額を除いた額、いわゆる「実質収支額」を25年度へ繰り越すものであります。

次に、「諸収入」につきましては、水産関連の試験研究等を行うための受託事業収入であります。

次に、「国庫支出金」につきましては、国の内示等による公共事業の追加、地域医療再生基金への積み立て等を行うためのものであります。

次は、5ページになりますが、最後に、「県債」につきましては、公共事業の増額に伴い借入れを行うものであります。

歳入予算については、以上でございます。

続きまして、財政課関係の補正予算について御説明をいたします。

資料が変わりますが、別冊になっております「平成25年度 9月補正歳出予算説明資料」の17ページをお願いします。

財政課の9月補正予算は、一般会計におきまして22億3,108万2,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、一般会計で990億4,864万4,000円となります。

19ページをお願いいたします。

補正予算の内容について御説明をいたします。

(事項) 県債管理基金積立金であります。これは平成24年度の一般会計の決算剰余金の一部、22億3,108万2,000円を地方財政法第7条の規定に基づき追加積み立てを行うものであります。

す。

私からは、以上でございます。

○甲斐市町村課長 議案第5号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

「総務政策常任委員会資料」の6ページをお願いいたします。

下の「参考」の1にありますように、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車やポスター等の公費負担に関し、必要な事項を定めた条例であります。公職選挙法を引用した内容となっております。

「参考」の2にありますように、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、インターネット等を利用する選挙運動を解禁することを主な目的とした公職選挙法の一部改正が、参議院議員通常選挙を前に施行されました。

このため、1の「改正理由」にありますように、当該条例において引用している公職選挙法の規定に号ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

「改正の内容」につきましては、資料がかわりますが、「平成25年9月定例県議会提出議案」の15ページの議案第5号をお願いいたします。

左側の改正前の条例第1条の中の下線部「法第143条第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター」を、右側の下線部「法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター」に改めるものであります。

ちなみに、新たに公職選挙法同条同項第4号の2には、屋内の演説会場内において、候補者や政党のインターネットのウェブサイトをストック

リーンに映写しながら、政策を訴えるといったことが解禁されるという内容が加えられております。

最後に、施行期日ですが、「公布の日」から施行することとしております。

説明は、以上であります。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○丸山委員 基金を積み立てると二十数億するんだけど、結局、管理基金のほうは幾らになったというふうになったんでしょうか。

○福田財政課長 今回、県債管理基金に積み立てをした後の残高といたしましては、県債管理基金の財源調整部分ということで、202億円余りとなる見込みでございます。

○鳥飼委員 「予算書」の19ページ、ここで県債管理積立金が、補正額が22億3,100万ということで、補正前が5,873万1,000円、補正後が22億8,900万ってこうなってるんですけど。これと、今、福田課長が言われた年度末残高、202億との関連はどうなるんですか。

○福田財政課長 この19ページの数字は、県債管理基金の全体の金額が計上されております。私が先ほど申し上げた金額につきましては、この県債管理基金の中の財源調整部分ということで申し上げたところでございます。

その差が何なのかということでございますけれども、県債発行は大きく2種類ございまして、要は、定時償還、毎年少しずつ返済をしていくものと、満期一括償還ということで最後の年に全額を返済するものがあると。その満期一括償還の分につきましては、最後の年に返済しないとなりませんので、それまでに毎年一定程度積み立てていくというものがございます。この分を別にカウントいたしますと、先ほど申し上げ

た県債管理基金の財源調整部分が、この中の202億円余りになるという関係でございます。

○鳥飼委員 確かに、小刻みに払って行って、先にぼんと払うというのはあります。

今まで通常で説明を受けてきたのは、そのトータルとしての額については説明を受けたような感じはするんですけど。確かに、200億程度であって、これと財政調整基金ですか、これが県の2基金というやつですけども。

補正後の管理積立金、それともう一つのやつこの事項というのは、調整分のやつはどんな感じになるんですか。結局、22億ですから、結局180億ぐらいですか、178億ぐらいは、事項としては、やっぱ別なのが出てきてるということですか。

○福田財政課長 済みません。私、202億円余りと申し上げましたのは、基金残高でございますので。ここに予算で計上しておりますのは、あくまでその基金に対して積み立てる金額を計上しておりますので、今回積み立てます22億円余りを含めた形で、既に残高としてあった部分と合計いたしますと、202億円余りになるということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。ですから、当初でしたら、5,873万1,000円基金に積みますよということだったんだけど、繰越金がちょっとあったので、これをちょっと貯金しときますということなんですね。わかりました。

それともう一つ、財政調整基金は何ぼになるんですか。額としては変わらないでしょうけども。

○福田財政課長 財政調整積立金の残高は66億円余りとなりますので、この財政関係2基金を合計いたしますと、269億円余りとなる見込みでございます。

○鳥飼委員 わかりました。今回の22億という

のは、財政課長からすれば織り込み済みの金が織り込みどおり入ってきたという理解ですね。

○内村委員長 よろしいですか。

○坂口委員 参考までに、ついでに。今度の県債、これの引き受け先と利率がどれぐらいになっていますか。それと、交付税措置関係。

○福田財政課長 まず、利率でございますけれども、直近の発行における利率といたしましては、25年度の5月債、これは10年債なんですけれども、これの利率が0.933となっております。

それから、交付税措置の関係でございますが、今回発行いたしますのは、公共事業の関連ということでございまして、事業によって地方負担分の割合等々も変わってくるんですけれども、県債充当率につきましては、おおむね9割程度になっておりまして。そのうちの2割相当分について、償還金に対して交付税措置があるということでございます。

○坂口委員 わかってる範囲で、大まかにでいいんですけど。引き受け先は、多分地元銀行になっているのかなと思うんですけど、仮に、これ公的金融機関で引き受けてもらった場合の利率と、現実の0.933との損得っていうか、上下って、どちらが。数字が、低い、高いだけでもいいんです。

○福田財政課長 おっしゃるとおり、一般的に財政融資資金のほうが利率が低くなっておりましてけれども、ただ、財政融資資金というのは、借りられる額の一定の限度がございますので、民間の資金と合わせて借り入れを行っておるということでございます。

○坂口委員 何か、0.933って聞いたら、そっちらのほうが低いような気がするんですけど。実際、そうですか。1.0を超してたような気がするけど。ちょっと努力されてるところを評価したかったけ

ど、そうですか。たしか、1.0を超してたような気がしたから、いいです。いきなりだから。

どっちにしても、やっぱりかなり借り入れるなというのは。

○内村委員長 よろしいですか。

○鳥飼委員 突飛な話で財政課長には申しわけないんですけど。

今月、9月が身体障がい者雇用促進月間なんですけども、そしたら、県の施策の中では、身体障がい者雇用率を達成してくださいということでお願いを、その部局は当然やってるんですけど、指定金融機関とか、いろんな、県が仕事を発注をするところとか、いろいろな取引機関があるだろうと思うんですが。

例えば、指定金融機関との協議の場があるだろうと思うんですが、その場で、そういうふうな県の施策について、障がい者の雇用などとかいろいろなものについては、達成についての御協力をよろしくお願いしますねというような話をする機会というのはあるんですか。

○福田財政課長 全庁的な対応ということになるとは思いますけれども、現段階においては、そういった話はしておらないというところがございます。

○鳥飼委員 それで、総務だけではないんですけど、それぞれ県の行政機関の中で、いろんな、今申し上げたように、発注をしたりとかいろんな仕事やってるんですけど、県の目標とか、女性の雇用とか、いろんなことを県の政策として推進をしてる部分がある。じゃあ、それをどうやって具体的にお願いをするのかというのは、担当部局だけに任せとけばいいわということでは達成しないと思ってるんです。

ですから、例えば身体障がい者、今度の質問の中でも、代表質問をやったときに、ちょっと

議論をしたんですけども。やはり、そういうものを県内の取引先に対して、強制はできないんですけども、そういう協力要請を、その場その場でやっぱりやっていかないと、県の政策というのは浸透していかないんじゃないでしょうかねという話を議論をしたんです。

例えば、身体障がい者雇用の問題であったら、福祉保健部だけに任せていては前進をしないと思ってるんです。だから、そういうものを具体的に県の政策を推進をしていくためには、いろんな場でそれぞれの持ち場の機関の人が要請をしていかなくちゃならない。

それから、障がい者雇用でいえば、確かに宮崎県の場合は、7位とか8位とか、達成率もいいですし、達成企業の比率もいいんですけども。ただ、金融機関が2社しかないとか、いろんなあるわけです。そうすると、名前は出てこないけど、どうも達成しよらんちゃんないやろうかと。

テレビ、ラジオについても、同じようなことをやるけど、それは女性が結婚したら退職しなくちゃならないというようなテレビ局もこないだまであったわけで。それは、やっぱり具体的にこういう場で申し上げて、テレビの場合は、それが是正をされていくというふうになってきたんです。だから、それは、ぜひ心がけてもらいたいなということ。

今、指定金融機関のお話が坂口委員のほうから出たものですから、ぜひ、いろんなところで、総務としても、また部長が責任を持って、総務部長なんですか、総合政策部になるのかわかりませんが、そこはそれぞれのところで。これはほかのところの担当の仕事だからと言うんじゃないで、そういういろんなところで要請をしていくということをお願いをしておきたいと思えます。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

次に入ります。次に、報告事項に関する説明を求めます。

○甲斐市町村課長 報告事項、損害賠償額を定めたことについて御説明いたします。

お手元の「総務政策常任委員会資料」の7ページをお願いいたします。

下の段に両括弧書きにありますように、記載内容は「平成25年9月定例県議会提出報告書」の3ページから該当部分を抜粋したものであります。

平成25年6月11日に、日之影町内において、西臼杵支庁の職員が県有車両を道路脇に駐車するためバックした際に、相手方車両に接触したものであります。

事故原因は、職員の後方の安全確認不足によるものであり、過失は全て県側にあります。

損害賠償額は、5万4,415円で、車両の修理に要した経費であり、県の加入する任意保険から全額が支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けて指導してまいりたいと考えております。西臼杵支庁においても、その取り組みが進められているところであります。

説明は、以上であります。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

この報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 よろしいですね。

では、ないようですので、その他報告事項に関する説明を求めます。

○川島総務課長 総務課でございます。

「総務政策常任委員会資料」の8ページをお

開きください。

8月28日に開催いたしました第6回防災拠点施設整備調査検討委員会の概要につきまして御説明いたします。

まず、1の調査検討委員会の資料の概要でございますが、(1)防災拠点庁舎の規模・機能を初め、(2)敷地の利用方針(配置検討)、(3)駐車場の整備方針、(4)防災拠点庁舎整備の事業手法、(5)今後の検討課題(将来の県庁舎のあり方)、この5つの項目につきまして検討整理を行っております。

内容につきましては、お手元、別冊1、「第6回防災拠点施設整備調査検討委員会資料(概要版)」がございます。こちらで説明をさせていただきますと思います。

それでは、お手元の別冊1「概要版」の1ページをお開きください。

初めに、Iの防災拠点庁舎の規模・機能についてでございます。

防災拠点庁舎につきましては、前回の第5回検討委員会におきまして、外来者第1駐車場に約2万平方メートル規模のものを整備する案が、早期整備や必要な機能の確保、さらには将来的な庁舎の分散化の解消という視点からも最も望ましいとされたところでございます。ここでは、冒頭、防災拠点庁舎のそのような規模や機能につきまして、改めて整理してるところでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。

IIの敷地の利用方針(配置検討)についてであります。

ここでは、防災拠点庁舎の整備イメージを示しているところでありますが。平面図中ほどの赤色で塗った部分につきましては、例えば大型

車両の駐車でありますとか、景観等への配慮から、広いオープンスペースを確保する。また、日本庭園の部分につきましては、できるだけ保全する。あるいは、歴史的な建造物であります5号館は、これは保存していく。そういった観点から、防災拠点庁舎の建物につきまして、その配置検討を行っているところでございます。

次に、3ページの2をごらんいただきたいと思っております。

県庁域の道路状況等についてでございます。

これにつきましては、6月の本委員会におきまして、職員が参集できるのかなど、アクセス道路についても検討すべきとの御意見を受けまして、検討整理されたものでございます。

まず、1点目としまして、第1次ネットワークの緊急輸送道路であります県庁周辺の道路につきましては、災害発生時には優先的に道路上の障害が取り除かれることとなっております。

2点目として、橋通りや楠並木通りは、4車線以上の広い道路でありまして、またこれらの道路沿いの建物は、耐震化・不燃化が進められることとなっておりますため、火災や建物倒壊による道路閉塞の危険性は低いものと考えられます。

3点目として、本庁勤務職員は、大淀川より南側からの宮崎市中心部の整備がおおむね完了している緊急輸送道路や天満橋等の複数の経路を確保できますため、県庁への参集に障害はないものと考えられます。

このことにつきましては、恐れ入りますが、後ろのほう、8ページの参考資料をごらんいただきたいと思っております。

8ページの参考資料でございます。これは、知事部局の本庁職員の居住状況を調査したものでありまして、県庁から半径5キロメートル以

内に、本庁職員の約65%、870名が居住しております。

また、9ページのほうでございますが、この地図でございますけれども、この本庁職員の居住状況と道路の整備状況をあらわしたものでございまして、赤い点は、職員の居住場所を、赤、青、黒の太線でございまして、これは4車線以上の整備済みの道路を示しているところであります。

このような状況から、職員の参集につきまして大きな支障はないものと考えているところでございます。

それでは、恐れ入りますが、また3ページにお戻りをいただきたいと思っております。

4点目でございますが、大地震が発生の初期の交通規制であります。県の災害応急対策要員等につきましては、優先して通行ができます。庁舎への参集は規制されないこととなっております。

5点目の道路の液状化対策につきましては、今後の課題であります。東日本大震災後の国のほうの被害実態調査によりますと、主要幹線道路であります国道や県道は、堅固に整備されているためか、緊急輸送道路としての機能に支障が出るほどの被害はなかったとの報告がされております。

以上のとおり、県庁域の道路は災害発生時にも利用可能でありまして、職員参集に有利であるとしているところでございます。

次に、4ページをごらんください。

Ⅲの駐車場の整備方針についてでございます。

防災拠点庁舎につきましては、御案内のとおり外来者第1駐車場に整備することで検討しているところでございますので、かわりとなる外来者駐車場179台分を別のところに確保する必要があります。

ございます。

駐車場の整備場所としましては、図の中の赤い破線で囲んでいる分でございますが、まず、防災拠点庁舎の地階に設けるといこと、そういう整備場所、それから防災拠点庁舎南側のスペース、さらには本館北側のスペースを考えているところでございます。

なお、本館北側に会議室として現在使用しております附属棟がございまして、こちらは撤去することで検討しているところでございます。

駐車場の整備案としましては、これらの3つの場所を前提に、地下1階駐車場、2階建ての立体駐車場、あるいは平面駐車場、この組み合わせを検討しまして、ごらんの3つのパターンを設定し、評価を行っております。

その結果、真ん中のパターンBの防災拠点庁舎の地下に地下1階駐車場を整備し、その南側に平面駐車場、それから本館北側に平面駐車場を整備する案が、来庁者の利便性それから景観等の周辺環境への影響への視点で評価されております。

さらに、表の下のほうになりますが、経済性の視点でも、パターンBは初期整備費が最も低くなっておりまして、評価が高くなっているところでございますが、これにつきましては、5ページの上のほうの参考をごらんいただきたいと思っております。こちらにありますように、防災拠点庁舎につきましては、非常用の排水槽であるとか免震装置といったものを地下に設置する必要がありますので、そもそも地階が必要となってくるということなどによりまして、このB案が初期整備費が低くなっているというようなことでございます。

このような総合評価の結果、5ページの2にありますように、外来者駐車場はパターンBが

最も適切であるとしておきまして、検討委員会におきましてもパターンBの案で合意をされたところでございます。

次に、6ページをごらんください。

IVの防災拠点庁舎整備の事業手法についてであります。

ここでは、表の左から、まず設計や施工を分離して発注いたします従来方式、真ん中の設計、施工を一括して企業グループに発注します設計施工一括発注方式、一番右端の設計、施工に加えまして、維持管理運営も一括して企業グループに発注しまして、その事業資金も民間事業者が調達するPFI方式の3つの事業手法について、評価しまして比較をしております。

その結果としましては、早期整備の視点あるいは県の意向の反映のしやすさの視点で、従来方式がよいとなっている状況でございます。

さらに、表の下のほう、県内経済への効果の視点でございますが、この視点におきましても、設計施工一括発注方式やPFI方式は、WTO政府調達協定の対象となりますので、県内企業の指定といった地域要件は設定できないこととなりますので、WTO政府調達協定の対象外といった工事を設定できる従来方式が優位となっているところであります。

この事業手法の選定につきましては、検討委員会では、最終的には県の判断であるとされたところでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思っております。

Vの今後の検討課題として、将来の県庁舎のあり方について記述しております。

本県の本庁舎は、御承知のとおり分散しておきまして、それぞれ建設年も異なっております。保存が必要な歴史的な建物であります本館及び

5号館を除きまして、今後建てかえが必要となるところでございます。

しかし、本庁舎は耐用年数がまだ残っておりまして、また本庁舎全体のあり方の検討につきましては長い期間が必要となりますので、現在、早期整備の必要な防災拠点庁舎に限って検討を行っているところでありますが、将来的には、集約化を念頭に庁舎のあり方を検討する必要があると考えられます。

下の図につきましては、考えられる将来の庁舎の集約化のイメージをあらわしたものであります。防災拠点庁舎につきましては、県庁舎のあり方を今後検討していく契機となるものでございますので、このような将来の庁舎全体のイメージを十分念頭に置きながら検討を行っていく必要があると考えております。

以上が、検討委員会の資料の概要でございます。

次に、委員会における委員からの主な意見でございますが、恐れ入りますが、「常任委員会資料」の8ページにお戻りをいただきたいと思っております。

「総務政策常任委員会資料」8ページの2の委員からの主な意見でございますが、例えば、紹介いたしますと、1つ目の、地下駐車場は、止水板の設置のほか入り口を周辺の地盤よりも高くするなど、万一の浸水対策を考えてほしい。3つ目ですが、設計や建設工事の発注の際には、県内経済への効果に十分配慮してほしい。最後の、県としては、将来のビジョンとして幾つかの庁舎の将来像を持っていたほうがよい、などの御意見がございました。

最後に、検討委員会の今後のスケジュールといたしましては、第6回、今回までで主な検討事項に係る検討をおおむね終了をいたしました

ので、10月ごろに最終となります第7回目の委員会を開催いたしまして、検討委員会としての整備案を取りまとめる予定としております。

説明は、以上であります。

○大坪危機管理局長 それでは、「資料」の9ページをごらんください。

危機管理課からは、2点報告をさせていただきます。

まず、1点目が川内原発の防災情報等の連絡に関する覚書の締結についてであります。

1番の締結の趣旨ですが、本県では、県民生活の安全確保の観点から、川内原発におきまして万一事故等が発生した場合の情報連絡体制を確立するために、7月16日に九電との覚書の締結に至ったところであります。

2の協定の概要ですが、川内原子力発電所におきまして、その表にございますように、まず1点目、「非常時」、原子力災害対策特別措置法に規定します重大な事象が発生した場合には、発生後直ちに川内原発からその内容を連絡すること。

それから、その次の「異常時」ですが、その他の事象が発生した「異常時」におきましては、速やかに、九電の宮崎支社から連絡をすること。

それから、3点目は、「平常時」につきましても、報道機関に情報提供するときには、その内容を速やかに九電宮崎支社から連絡をすることとなっております。この内容につきましては、昨年7月に熊本県が締結したものと全く同様の内容となっております。

それから、3の今後の対応ですけれども。(1)「市町村への情報連絡体制」につきましては、市町村や消防にも迅速・正確に伝達できるように、一斉ファクスによる連絡体制を整備をいたしました。そして、7月23日には、その伝達テ

ストも実施をしたところでございます。今後も、定期的に訓練等を実施して、万一に備えてまいりたいと考えております。

それから、(2)の県の地域防災計画の原子力災害対策編の策定につきましては、国ですとか隣県等の動向を踏まえながら、本県としての考え方を整理をしまして、今年度中を目途に原子力災害編を策定することといたしております。

なお、その次の10ページから11ページに、九電と締結しました覚書のコピーを添付しましたので、後ほどごらんください。

次に、「資料」の12ページをごらんください。

「今年度の防災士養成研修の実施について」であります。

まず、1点目の「防災士制度」の発足の背景ですけれども、平成7年に発生しました阪神大震災の教訓を踏まえまして、社会全体の防災力を高めるためということで創設をされた制度でございます。NPO法人日本防災士機構が実施主体となりまして、研修や試験が行われまして、本年の5月末現在で全国で6万5,000人の防災士が誕生しております。

次に、2点目、「本県での取り組み」ですが、平成17年に発生しました台風14号の災害を契機としまして、地域防災力の強化の一環として防災士の育成の必要性が高まりまして、翌18年度から、県としてもその養成に取り組んできたところでございます。また、20年度に入りますと、県みずからが日本防災士機構の研修機関としての認定を受けまして、県としても、直接、研修ができるようになっております。その結果、本年5月末で、県内に1,216名の防災士が誕生するところであります。

今後も、県の総合計画に沿って、来年度末までには2,000名の防災士養成を行いたいと考えて

まして、今後とも積極的に防災士養成に取り組んでいくということにいたしております。

次に、3点目の「平成25年度の研修概要」ですが、今年度は、それぞれの地域で防災活動の中核を担う地域防災士ですとか、小中高校等の教職員防災士、さらには今年度新たに福祉施設等の従事者を対象にしたコースも設置をしまして、研修をスタートさせております。

具体的な内容につきましては、右側の13ページの表に記しましたけども、去る7月23日から9月15日までの間に、第1回目の研修となります基礎コースの研修を実施したところでございます。

今後、研修レポートの提出ですとか、普通救命講習の受講、さらには12ページの(2)の専門コースとしてますが、専門研修、そういったものを経まして、来年2月ごろに防災士の資格試験を実施する予定となっております。本年度も多数の防災士を養成してまいりたいと考えております。

災害は、大規模になればなるほど、自助と共助の取り組みが重要になってまいります。したがって、この防災士を中心に、本県における地域防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○十屋委員 まず、防災拠点施設整備ですけど、先ほど、実施のやり方として、事業の進め方として3パターン、従来方式、施設、それからPFIあったんですけど、最終的には、経済的な効果も含めて、財政負担を含めて、今までのとおりが一番いいというふうに委員会でも判断さ

れたということなんですけど、額的にはどのくらい違うんですか。このPFIでやった場合と従来方式、それから一括方式。

○川畠総務課長 コンサルのほうでいろいろ御検討いただいたところではございますけれども、今、いかほどの差が出るかということにつきましては、なかなか、今のところが、ざっくりした基本的な規模であるとか、そういうことしかございませんので、なかなか、差が幾らになるというのは、定量的なものはコンサルのほうでもちょっと難しいようです。ただ、その性質、定性的なところの観点で見たときに、このような文章の表現になっておりますけれども、比較をしてここに表示しております。少し、数値的なものは、ちょっと難しいところがございます。

○十屋委員 PFIに関しては、県も計画をもう数年前につくって、いろんなものに取り組もうということであつた計画だと思っておりますけど、それにのっとって試算とかはできなかったんですか。

面積的には、2万平米というのが、おおむねの話で最初に出されてるので、一般的に、面積掛けるある一定数量掛けていくと大体出てくるので、それと、あとはコスト負担、金利もかかるでしょうし、そういうことからすると、ある程度は出てくるのかなというふうに思ったんですけど。

○川畠総務課長 先ほど申しましたとおり、前提が非常にざっくりしているものですから。精緻な数字につきましては、なかなかコンサルのほうも難しかったようでございます。

ただ、大まかなところでは、PFIについて申しますと、VFM(Value for Money)ということで、6ページの表の下の米印でございますが、従来方式等に比べて、PFI

Iのほうで総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合でございますけれども、これについては、大まかな計算をしておるようです。ただ、それは前提条件が変わると大幅に何か振れるようですので、余り明確に数字としては出せないというお話ではあったんですが。

その数字としましては、ざっくりした数字としては、今回の防災拠点庁舎をPFIでやった場合には、現段階で想定されるここでは、0.7%程度のVFM、要するに削減が見込まれるということです。0.7%っていうのは、ほとんど、もう従来方式と差がないような状況でございます。

一般的には、PFIに取り組むかどうかの判断としては、10%以上のVFM、削減効果があるかどうかというところが一つの指標になつてるようでもございまして、そのようなところから、この表における評価も低くなっているところがございます。

○十屋委員 最終的には、もう一つの面で、県内の企業、いろいろな県内経済への効果ということで、WTOの政府調達協定の対象外というほうがいいと。それは、もう私もそう思うんです。やっぱり、地元企業の方々が、ある程度、経済効果、潤っていただきたいというのがありますので。

だから、そういうところと加味したときに、この3つの方式で従来どおりのほうがいいと。そして、ある種、県の関与という言葉が使われたと思うんですけど、そのほうが、いろんな意味で県としての責任のとり方っていったらおかしいんですけど、責任を持って建てられるということで理解してよろしいんですか。

○川畠総務課長 要するに、先ほど申しました、県の意向の反映しやすさということで表現しておりますけれども、PFI方式でありますとか、

設計施工一括発注方式というのは、性能発注というふうな方式のようございまして、要するに、建物の仕様を細かく指示するのではなくて、こんなものをつくってほしいというような大まかなことで発注するということでございます。

そういうことですので、事前の段階でよっぽど細かく打ち合わせをしておかないと、工事の段階で、なかなかもう変更が難しくなってくるというふうに聞いております。

それに対しまして、従来方式ですと、細かく分離発注をしたりいたしますので、その都度いろんなことを、県庁の中でも関係課集まって協議する場もございまして、いろいろな対応が弾力的にできるんじゃないかっていうことでございます。

○十屋委員 それと、整備の時期ですけど、期間とか、ここに3通り、おおよそそんなに違いはないということで、5年か6年かっていうことだと思っんですけど。

我々が議会でもよく心配するのは、南海トラフ巨大地震、日向灘地震がいつ来るかわからないというところがあって、早くつくったほうがいいというふうには思うんです。

一方では、このパターンにも示されてるように、将来庁舎ということで、全体的な、我々もいろいろ県外へ調査させていただけると、宮崎みたいにばらばらに建つてるところって、ほとんどないんです。ほとんど、一つの中で、建物があって、その中に皆さん入られて、よく言われるように、横、縦の連携がとりやすいような方向であるので、将来的にはそういうふうな方向になるというのを示されてますけど。

さっき申し上げたように、30年のスパンの中で考えたときに、7割の確率で発生すると。昨日も、余震が福島でありましたけれども、そう

いう面からすると、やはり早く建てとかないと危ないというふうには思います。

先ほど、10月に7回目の会議をして、提言を受けるといことですから、そうすると、大ざっぱにすると、ことしじゅうぐらいには県としての方針を出したいというふうにお考えなんですか。

○成合総務部次長（総務・職員担当） 検討委員会の事務局を担当しておりますので、私のほうからスケジュールを含めてちょっとお答えさせていただきますと思います。

十屋委員のほうから御質問のありました将来的な県庁舎のあり方につきまして、今議会でもいろいろ御質問、御議論いただいたところでございます。

まず、課題として、確かに、現庁舎が、もう委員の皆さん御案内のとおり、本県の庁舎は本館から1号館、10号館、12棟に分かれてるといように、非常に分散化してる状況がございます。将来的には、もう集約化という方向は、皆さん御意見が一緒だと思います。

それから、もう一つ、耐用年数とか、「資料」もつけておりますけれど、老朽化もある程度進んでると。特に、1号館、7号館につきましては、「資料」にあるとおりでございまして、10年、20年後には、当然そこあたりも考えていく必要があろうかと思えます。

ただし、いろいろ御質問いただいた全庁的な建てかえとか、庁舎の全体的なものにつきましては、やはり相当の検討期間が必要になろうかと思えます。これは、財源の問題も含めまして、ちょっとすぐすぐには解決できない。もちろん、耐用年数がほかの庁舎は残ってるというのもございます。

先ほど、総務課長も説明いたしましたように、

とりあえず、防災対策、十屋委員が御指摘いただいたような南海トラフの地震っていうような確率の指摘もされておまして、現庁舎を見るとそれに耐え得る庁舎がないという結論でございまして、早期の整備ということで、優先して防災拠点庁舎の検討をさせていただいているところでございます。

それで、今後のスケジュールなんですが、まずは、検討委員会の最終報告を10月に出していただきたいと思えます。それで、出た場合に、やはり県のほうに報告をいただきまして、内容については議会にお諮りしてるところでございますけれど、県としての基本方針をできるだけ早い時期に出したいと。年内には出したいと。それを踏まえて、もう来年には、基本構想、やはり、設計から建設になりますと、最短でも四、五年ということ聞いておりますので、年内にはそういった方針を出したいというふうにご考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○十屋委員 さっき言ったように、いつ来るかわからない、あした来るかもわからないというのが、一番。我々は、やっぱり今回の大震災を受けて、行政機関の、市町村でいえば、そういう、庁舎が流されたり、救助、救護するための司令塔がなくなったということが一番ダメージが大きかったというふうにも聞いておりますので、個人的には、できるだけ早くつくっていただければ。そして、最終的に、県民の安全安心を確保していただくように。

こまごまとした道路とか、いろんなものは、課題とか議論とかあると思えますけど、要は、ある程度大枠の中で進めていかざるを得ないのかなというふうに思ってますので、私の個人的な意見としては、そういうことで述べさせてい

ただきたいというふうに思っております。

○坂口委員 ちょっと関連してですけど。

この検討委員会の性格、例えば、8ページの概要なんですけど、検討してる中に、大手業者とのJVで発注してほしいとか、そういうことを指摘しておきながら、一方じゃ、事業手法については最終的には行政判断だと。これは、行政判断の領域で、この検討委員会は専門的な検討委員会だから、やるべきかやらざるべきかと。やるなら、どういったものをどこにどうつくるべきかということに限らないと、これはちょっとおかしいです。検討委員会は介入し過ぎです。

県は、やっぱり自分らが責任持つ部分には介入させないと。これは、議会と——我々議会は、やっぱり、地域を代理してきてるんです。選挙を受けてきてるんです。意思決定機関に介入できる立場なんです。この人らは、あくまでも、こういったことを専門的におまえら考えろと、それをまた答えを上げてこいっていう立場の人たちに過ぎないんです。だから、ここらまで介入させるとこれは非常に不愉快です。これは、今後のあり方として一つ忠告をしておきます。

それから、今の課長の説明ですけど、例えば、PFIについて0.7%安くなるだろうと、これは、一般論です。宮崎でPFIをやろうとしたら、どこの資本持ってくるかわかんないけど、外国資本じゃまずいし、東京資本でもまずい。じゃ、どこの銀行から何%の金利でこれだけの金を調達できるか。行政であればその金利はどうなるかと。限りなく無利子に近い金利です。それが一つ。

これだけの重大なビルをつくるのに、じゃ、どの法律のもとでこういったものをつくるかという、PFIでやらせれば、ここにはかなりな介入ができて、品質が期待できるって。そう

じゃないです。商法でやって、契約が終わったら全てを業者に任せなさい。発注者は、介入できないんです。何をやられてもわかんない。だから、こういった報告を上げさせることが間違いです。

じゃ、この一括発注方式、これなんかは、設計者が設計したものとつくるものが同じ事業体です。誰がチェックをするんですか。今の民間のこの建築土木技術の高さと、行政がそこを見て、本当にそこをチェックできますか。その現場の監督のレクチャーを受けるのが精いっぱいです。

だから、何をやろうとしてるのか。想定できないものに対応するものをつくらうとするときに、PFIなんかの発想が間違いです。商法では、介入できないです。建設業法でもできない。介入できるのは、会計法と地方自治法で、そのときに段階的に行政が、発注者が確認できるだけで、契約はそんな甘いもんじゃない。だから、そここのところを考えないとだめ。

それから、地場産業なんていうのは、もう我々は議会で幾度となくやってきてるし、県も、今回は地産地消っていうのはもう最優先課題として、県政の重大な方向として出してるわけじゃないですか。当たり前のことです。

だから、こんな、もう、あっちこっち議会の目を向けさせるような報告書じゃだめです。今言われたように、ほんとにやる必要があるんなら、もうやりたいと、こういう理由だと。何をしようとしてるか、県民の命を守るために必要なんだと。それが、県民の命を放ってても守れる、つくっても守れる、同じだったらやるべきじゃない。これがなければ守れないんだというものをやっぱり提案しないと。

こんなの、一々、何度やっても結論が出ない

です。必要性はどこにあるのか。金は何ぼあるの。やっぱ、理想は、議会棟も含めて全部やりかえていただくことです。宮崎の中心地にふさわしいようなデザインのをしっかりここにつくって。でも、それは金に限界があると。そしたら、最初に景観を選ぶのかと、人の命を選ぶのか。おのずと答え出てくるはずです。だから、この次の報告は、もうしっかりしたもの出してほしい。余残な色をつけないでほしい。これは、もう要望でいいです。

○井本委員 この報告書、前のときは庁舎の大きさを2、3例。そのパターンはもう今回はなくて、大体、この大きさでこの場所というの、この辺まではもう本決まりということですか。

○川島総務課長 今、庁舎の規模、2万平米ありますとか、場所につきましては、外来者第1駐車場ということでございますけれども、これにつきましては、検討委員会といたしましては、前回の第5回の検討委員会につきまして、その方向で調査検討を進めていこうというふうになっているとでございます。

○井本委員 駐車場じゃなくて、場所はあそこで、その駐車場の場所で、大きさも大体あの大きさというのは、もう決まったということですね。

○川島総務課長 現在、検討委員会における検討という段階でございますので、その中においては、そういうことで決まっております。

○井本委員 将来、バランスよく、また、どうせ建てないかんわけでしょうから、やっぱ、建物全体の構造としても、バランスよく、それで、ちょっと次建てる場合っていうと、何か、こっちは大きくてこっちは小さくなってんだけど、できたらうまいぐあいにバランスよく考えないと。そういうパーツみたいなもんは、まだでき

てないんですか。

○川島総務課長 現在のところ、先ほど、総務の次長からも回答ありましたとおり、防災拠点庁舎、こちらに絞り込んで検討しておりますので。先ほどの別冊1概要版の7ページに、将来の庁舎のイメージを出しておりますけれども、これ以上細かなものについては、現在のところは、そこまでは詰めたものは検討しておりません。

○井本委員 我々は何度も言うように、やっぱ、将来は一つにまとめないかんだろうということはもうわかってるわけだから、そこまで検討したら時間がありませんわという、それは、そうだけど。一応、全体的な構想と、大ざっぱでもいいから、それまでぐらいのことまでは、やっぱやっとかないといかんのじゃないかと思うんです。

建物がこんな感じの並べ方というのは、ちょっと何かバランスが悪いなという感じが素人的に思うもんじゃから、何か、その辺のところを、このCGか何かで描いたこんな絵と同じようなもんが、全体的には、将来的にはこんなになりますよというようなもんもあってもいいんじゃないかなと思うんだけど。

○川島総務課長 先ほど、7ページのところに、本当に簡単なイメージ図を描いているところでございます。今、委員からも御指摘がありましたとおり、これは、ちょっと何かイメージがいま一つわからないというところもあるかと思えますので。

詰めた検討となりますと、非常に長い時間がかかりますので、非常に、大まかなことになるかと思いますが、もう少し具体的なイメージというものが、先ほどの立体図とか含めまして、何かできないものかは、今後検討してみたいと

思います。

○井本委員 もう一ついいですか。全国に行くと、とにかく宮崎県の庁舎は、もうおんぼろで、こんなのはどこにもないという感じなんです。やっぱ、ほかのどこもみんな建てかえるときには、私が思うに、恐らく分散化していたはずだと思うんです。その分散化してたということは、新しいものもあれば古いものもあるという、恐らくそういう形になってたんじゃないかと思うんです。

だから、私が思うに、古いもんが、いよいよ取り壊さなきゃならんまで待つというような発想じゃなかったはずです。それは調べてないからわからんけど。やっぱり、いろんな分散化してて、これは新しい、これは古いかいろいろあったけども、もうこの際全部壊して、新しいものを建てましょうというのを、恐らくそういう発想でやったんじゃないかと思うんです。

今回、そういうふう全部つくろうというのが、今言ったように、時間もかかる、金もかかるということで、それはしょうがないから、とりあえずここだけ触らせてくださいという発想だろうと思うんですが、それは、それで、一つ金はないと、だけど、必要かの部分が必要だということをはっきり言ってもらって、やってもらってください。お願いします。

○内村委員長 ほか、ありませんか。

○鳥飼委員 この川内原発の覚書についてお尋ねをいたします。

確認のみで、2番の協定の概要のところ、「非常時」、「異常時」、「平常時」ってあるんですけど、原子力災害対策特別措置法に規定されている重大な事象っていうのは、具体的にはどういうことですか。それと、その次の「異常時」その他の異常事象。これ、説明をお願いします。

○大坪危機管理局长 まず、「非常時」につきましては、その次の10ページの覚書をちょっとごらんいただきますでしょうか。

第1条の1項にありますように、原子力災害対策特別措置法、この第10条さらには第15条に該当するような事例ということになります。

具体的には、例えば10条で申しますと、放射線が検出された場合、それで、最低レベルで5マイクロシーベルト、毎時ですけども、時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線が検出された場合。さらには、例えば、通常の方法で原子炉の停止ができないといったような場合が、この10条に該当いたします。

そして、15条のほうはさらに深刻になってまいります。10条よりもさらに深刻なレベルの放射線量が検出された場合ですとか、あるいは、今回福島原発でありましたように、全部の電源が喪失されるとか、そういった場合がこの15条の事案ということになります。

それから、その次のレベルの「異常時」ということにつきましては、覚書の第1条の2項、(1)から10ページは(9)までありますが、さらにその次に11ページのほう、右側で(10)、(11)までございます。そういった場合が、この「異常時」ということで想定されるものでございまして、この内容につきましては、冒頭申しましたように、昨年締結した熊本県と全く同じ内容でございます。

○鳥飼委員 ありがとうございます。

「非常時」は、10条、15条に定められている毎時5マイクロシーベルト、もしくはそれ以上というようなことのように。それを、直ちに、発電所から危機管理局に通報があるということなんです。

今回の福島原発に関連して、私、本会議でずっ

と質問をしてきましたけども、やはり、宮崎は川内原発が近くにあるわけです。

思い起こすと、東電の福島第一原発は、結局、SPEEDIの情報が流されなかったということもあって、放射性物質が流れてる方向に住民は逃げさせられたというか、そんなことになって、しかし、大半は、関東圏よりも北の、大半は海のほうに行ったんです。だから、あれは不幸ではあったけども、不幸中の幸いと言えば、東側の原発で起きた事故ということで、幸いであって、外に、海上のほうに行ったというところがあって、影響がああ程度で済んでると。

あれが、もし福井原発、もしくは玄海原発とか、この西側に位置したところで同様の事故が起きた場合は、これはもう本当に大変な状況になっていたということは、通常指摘をされているわけで、そういうことで、私は、福島原発のことを再三取り上げてきましたけども、結局は、やはり宮崎県にどういう影響があるのかと言ったら、川内原発なんです。

放射性廃棄物を地下に埋めてというような議論も、まだされているようなんですけども、日本は地震国で、飛び出ないようにしたって、壊れるかもしれないというのはわからないわけで、やはり、私は、原発からどれだけ早く撤退をして、ほかの手段にかわるかというのが大事なんではないかなというふうに思ってるんです。

ですから、やはりそういう視点で行政も動いてほしいなということで、知事にも再三お尋ねするんですけども、明確な答弁というのはありません。

それはそれとしまして、3の今後の対応の(2)のほうなんですけども、宮崎県地域防災計画の原子力災害対策編の策定についてというようなことで、今年度中をめどに策定をするという

ことにしてるんですけど、その中には、当然、避難計画とかそういうものも含まれてくるんでしょうか。どういうことが想定をされて、議論をされているのか。お尋ねしたいと思います。

○大坪危機管理局長 具体的にはこれからの検討ということになりますけども、既に策定してる県の事例なんかを拝見しますと、万が一発生した場合の防災体制、組織体制の問題が一点。それから、そういうものを事前に防ぐための予防計画、それから、万一発生した場合の応急対策計画、それから、将来に対しての復旧計画、そういった大きな柱で整理がされてるようでございます。

当然、応急計画の中に、住民の避難をどうするかとか、情報伝達をどうするか、さらには健康の相談をどうするか、そういった項目が入っていますので、本県の場合にも、そういった内容に沿って整理をすることになるかと考えております。

○鳥飼委員 事故が起きないにこしたことはないんですけども、起きる可能性があるというのは、もう今度嫌というほど知らしめられて、今でも汚染水の問題を含めて、大変な状況が起きています。

安倍総理が、ブエノスアイレスで、「完全にブロックされている」ということを言われたわけですけども、これは、地元の人やら識者から言わせると、それはおかしいじゃないかと、実態と合っていないよということを言われてます。逆に、日本の中のマスコミのほうがおくられて、外国の人たちのほうが詳しく知っているというような状況が、今起きてるんじゃないかなと、僕自身は思っているんです。

それは、そういう状況はそれとして、その中に、例えば、避難順路とか、避難の手段は何を

使うのかとか、どこに避難をするのかとか、そういうものも含まれてくると思っていいんでしょうか。

○大坪危機管理局長 県のレベルでどこまで具体的に整理するかというのは、議論がありますが、項目としては、どういう避難体制を構築するのか、さらにはその際にこういった車両を使うのか、あるいは船舶を使うのかとか、そういうことも、ほかの県の例では項目として入ってますので、県としてのできる範囲内で整理をしていきたいというふうに思っております。

ただ、基本的には避難ということに関しては、国のほうの指針等では30キロ以内というのが原則になってますので、本県の場合は50数キロ、最低でも離れてますんで、そういう中で、どんなふうなことを整理するのかといったことを今後検討することになるかと考えます。

○鳥飼委員 これは、通常の想定ではだめだと思うんです。通常のことをやって、こういうふうになったわけですから、50キロ離れてるから大丈夫だよということは決して言えないと思ってるんです。

例えば、新燃岳が噴火しただけでも灰が宮崎まで来たりとか、それ以上に飛んでいるわけですから。

どういう状況が起きるかわからないというのは、そのためには原発そのものを早くなくして、いこうというのが一番いいわけなんですけど、やはり、そういうことが起きるという前提で計画なりを立てていかないと、議論をしないと。いや、これはほかの県がとか、国がこう言うから大丈夫ですわということではいけないと思っておりますので、そこをしっかりと検討をお願いをしたいというふうに思います。

それと、最後に確認なんですけど、放射性物

質を検知をする、衛環研とか保健所とかがやっていると、思うんですけども、県内では、いざというときに、そういう体制というのはとれてるんですか。

○大坪危機管理局長 たしか、県内3カ所で常時監視体制をとってたと思っております。

○鳥飼委員 そういう体制も、よそから来るんだろうということ、それぐらいで済ませてるというのものもあるわけですから、やはり、その箇所数についても、しっかりと検討していただきたいというふうに思います。

なかなか、原発は鹿児島島にあって、いろんな恩恵も全くないし、確かに電気は送ってもらってる分はあるかもしれないんですけど、それをどうやって転換をしていくのか。あるいは災害が起きないようにするにはどうしたらいいか、起きたときはどうすればいいかというやつを、やはり市町村を含めて役割分担というのは当然出てくるでしょうから、そういう検査、チェック体制も含めて、十分な検討をお願いしたいと思います。

○大坪危機管理局長 今回、本県でこういう協定を締結し、さらには地域防災計画にも記載をしようということは、まさしく福島原発の教訓に学ぼうということでございます。

国のほうでは、例えば、県の地域防災計画を策定するというのは、半径30キロ内というのが原則になってますが、それを超えた、本県でも策定しようということは、やはり十分な危機意識を持って対処するということですので、そんな意識を持って、今後の作業を進めてまいりたいと考えております。

○十屋委員 川内原発の覚書もあるんですけど、一つ、四国の伊方原発がありますよね。あれは、県北のほうとの距離とか、風向きとか、そうい

う、もし、万が一、今、鳥飼委員言われたけど、全然リスクはゼロじゃないので、距離的なものとか、何か今50キロ、国の法律では30キロということではありますが、伊方原発と宮崎県の関係はどうなるんですか。

○大坪危機管理局長 伊方原発は四国、愛媛県なんですけど、豊後水道に面したとこにあって、割と近いんです。それで、はかりましたら、一番近い延岡市の旧北浦町まで直線距離で87キロ、延岡市役所まで118キロ、日向市役所まで135キロという距離にあります。風向き等は、正直調べたことはございません。

○十屋委員 距離的にはそうなんでしょうけど、被害がどのあたりまで拡散するのかって、我々も全然素人だからわかりませんが、ほんとに、万が一そういうことがあったときには大丈夫なのかなっていうのが、川内はやはり同じような距離ぐらい離れてると思うんですけど、伊方原発のほうもちょっと心配なので。

大分県とか、そこらあたりは、やっぱりちゃんと対応されるのかもしれませんが、我々の県北に住んでる人間としては、やはりちょっと不安なところもありますので、また、何かの機会に風向きも含めて、ちょっと調査していただいて、全くリスクはゼロじゃないと思いますので、そのあたりを、ちょっと要望しておきたいと思えます。

○大坪危機管理局長 先般、大分県の危機管理課長ともその話をしまして、大分県も随分苦慮されてるようです。やっぱり、四国電力が、九州とはこんな協定とかあんまり締結しないんだそうです。現実問題としては、愛媛県から情報ももらってるという話がありました。

したがって、やっぱり一番最も近い大分県と十分連絡をとって、本県での対応も進めて

いきたいと考えております。

○十屋委員 よろしく願いしておきます。

○丸山委員 改めて、防災拠点の財政的なことだけちょっとお伺いしたいと思ってるんですが、県で持ってる県有施設維持整備基金が、今、多分92億程度あると思ってるんですけども、今回、もし、この防災拠点庁舎を考えると、どれくらいこちらのほうに使おうという全体的な計画を、大体考えていらっしゃるのでしょうか。それをちょっとお伺いしたいと思ってるんですが。

○福田財政課長 防災庁舎の整備費、大体ざっくりですけども、100億円程度ということにされておまして、その財源ですが、主に県債発行であるとか、あと、今御指摘のあった基金の取り崩し、こういったものによって賄うということが想定をされてるところでございます。

その割合なんですけれども、要は、県債発行でどれくらい充当できるかということとの兼ね合いになってくると思いますので、今のところ、幾らというところまでは出ておりませんが、一定程度は、御指摘のあった基金についても取り崩すということが見込まれております。

○丸山委員 我々、やっぱり心配するのは、財政的にほんとに大丈夫なのかということであって、仮に、防災拠点庁舎つくっても、いっぱいまだ十何カ所残ってる庁舎がほかにあるもので、その維持費を含めたりとか、また、国体を2周目入ったときに、新たに大きな箱物整備とか改修をしなくちゃいけないとかっていうのがあったりすると、基金が92億程度しかない中に、どういふふうな財政運営をやっていくんだらうなっていうのも、できれば全体的なことも含めて財政的な考え方も——庁舎だけでなく、先ほど言ったほかの県全体の庁舎がいっぱいあると

思っています。

例えば、先ほど、第5号館とか本庁は残しますよということになると、残すのは簡単だけでも、維持管理がどれだけかかるんだろうかとかいうのも含めて考えないと。ただの精神論で今は残してもいいけど、実際、維持管理するには非常に金がかかるっていうのも、我々も認識しなきゃいけないというふうに思ってるものですから、その辺も、ぜひ、今後の中で、防災拠点庁舎とまた別個の枠として、全体的なことをできれば早目に教えていただくとありがたいかなと思っておりますので、御要望をさしていただこうというふうに思っております。

○井本委員 あれは古い建物じゃから、できたら、本庁舎は古いから、あれを横のほうに持っていったほうがつり合いがとれるのではないかと私は思うんで、あそこだけ一つ古いものがあるより、わしゃ、本庁舎横に持っていったほうがまだいいんじゃないかと。ああやってのけると、自由発想もある程度出てくるんです。これは、ちなみにの話です。

○丸山委員 防災士の研修のことでちょっとお伺いしたんですが、今、12、13ページに書いてあって、基本的には2,000名を目標にしたいということなんですけども。かつ、13ページにいろいろ、7月から8月、9月にいろんな地域でやってるということなんですけど、できれば、1万人当たりどれぐらいの割合で、本来は、各県内どういいう災害が起きるかわかりませんので。各地域それぞれ温度差がない程度に、やはり満遍なく26市町村いたほうがいいんじゃないかなというふうに思ってるんですが。

その辺の、県としての、2,000名かもしれないけども、どこかに固まるのではなくて、地域バランスよくできたほうがいいんじゃないのかな

と思ってるんです。その辺の考え方をちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○大坪危機管理局長 県内の公民館の数を調べましたら、大体3,000なんです。ですから、将来的には3,000人防災士を設けたいと。そして、満遍なく全地域をカバーできるようにしたいと思ってるんで、当面、来年度末までに2,000人体制に持っていきたいという願望でございます。

今年度も、地域防災士に関しましては、県内12カ所で第1回目の研修をしました。あちこちで参加していただきたいということが裏返しでございます。

ちなみに、今現在、県内でそれぞれ市町村別に防災士の数を調べたんですが、全市町村、防災士は存在してます。少ないところは1名というところもあるんですけども、現時点でも全市町村に存在してますし、実は、宮崎県唯一の制度なんですけど、防災士の皆さんが自主的に県内のネットワークをつくってます。そして、その中に9つの支部が現在設置されてまして、まさにそれぞれの地域で積極的に活動を始めようというふうな段階になってますので、その防災士ネットワークの養成もセットでやっていながら、この県内全域の地域防災力の強化を進めていきたいと思っております。

○丸山委員 恐らく、市町村の防災担当の方がよくとっていることが多くありますが、その方も、聞いてみると、何年か前にとって、実質はもう別な部署にいて、なかなか防災士をさらにスキルアップしてなかったりとかいう事例もよく聞いてます。やはり、ただ数だけそろえるのではなくて、ほんとにスキルアップを含めて、かつ、できるだけ、先ほど公民館単位に1名ぐらいって言われましたけど、多分恐らく重なるところもかなりあると思うので、それをで

きる限り市町村のほうに、おたくのほうはこれぐらいですよってしたら、最低これぐらいのほうに配置できるようなことを、もっと県のほうが具体的に助言をしてやったほうが、ほんとの意味の役に立つ防災士になるといいますのは、やっぱり災害が起きて、地震なんかで中に閉じ込められたときには、約8割から9割は自助で助かるとか、もしくは横の人が助かるということでありますので、それを含めてしっかりとした形をつくっていただく。ただ単に数字だけ追うのではなくて、本音の意味で動けるかどうかというのを県でもやっていただくようお願いしたいというふうに思っています。

○大坪危機管理局長 まさしくおっしゃるとおりでして、いざというときにきちんと活動ができるためには、日ごろからその地域に密着した防災活動をやっとなないとだめだと思います。そういった観点で、まさしく地域密着、市町村密着型のそういう日ごろからの防災計画ですとか防災訓練、そういうのにも防災士がリーダー的に働いていただいて、いざというときに備えていきたいというふうに思います。

○渡辺副委員長 川内原発の覚書の関係でなんですけど、ちょっと不勉強で申しわけないんですけども。

今回は、九州電力と隣接である宮崎県という形で直接情報のやりとりができるという覚書ができたということなわけですが、これができる前にも、実際は、何かあったら情報は入ってきたのかもしれないわけですけども。

例えば、少なくとも、電力会社から国に対して情報は上がるシステムは今までもあったわけだと思うんですけども、国から隣接県、川内原発でいえば鹿児島県ではなくて熊本であったり宮崎であったりという周辺県に対して、ここ

で規定するような「非常時」、「異常時」、「平常時」というそのような3つの類型の中で、国からその隣接県に情報がおりてくるという枠組みであったりとか仕組みってというのは、現実的にはあるんでしょうか。

○大坪危機管理局長 はっきり調べたことはないんですが、今回、九電と締結するに際して、少なくとも、現時点で、この30キロ以遠の県と何か発生したときに情報を伝達しなければならないというのは、ないそうです。

したがいまして、少なくとも、九電からは当県に何かあったときに伝達する義務はなかったんです。したがいまして、今回情報伝達に関する覚書ということですけども、非常に画期的なことだろうというふうに思っています。

ちょっと、国からどうなったかは、調べさせていただきます。

○渡辺副委員長 情報が入ってくるルートが確実なものが1本っていうのだったら一番いいことだと思うんですけど。何か発生時に、今回の福島のことを考えても、いろいろスタートの時点で情報の伝わり方に課題があった場合に、特に、当該県じゃなくて隣接県だと情報が入りにくい、さっきの御質問の中にありました伊方で、なかなか四国電力さんは九州の県には連絡はしたがらないというようなことも現実的にあったりするのであれば、そういう、国が一つ柱になって、周辺県にも同じような情報ができるだけ瞬時におりるというシステムがあれば、もちろん九電さんから直接来るものは来るものとしてあればいいと思うんですけど、そういうところもあるのかなという気がしたものですから、そういう確立ができれば、よりいいので何かあるかなと思ったとこなんですけど。

また、そこは、国のことかとも思うので、御

検討をいただけないかなというふうに思っております。

○大坪危機管理局長 ちょっと内容を勉強しまして、必要な対応をとってまいりたいと考えております。

○渡辺副委員長 よろしく申し上げます。

○内村委員長 ほか、ありませんか。

○坂口委員 これは、さっきの続きじゃないんだけど、また、「説明資料」8ページの例の防災拠点の委員からの主な意見のところですよ。

例えば、ちょっとこの委員会に対して僕が余り評価してないっていうのは、この1番の地下駐車場は止水板を設置するようにとか、横を盛り土をしてから高くするようによ、結局、水が入らない、万が一の保全策をやれっていうことだけど、ここに、せんだってまでの僕らの判断では、ここは安全域ですよって、浸水しないところですよってなつたのに、ひょっとしたら入るかもしれんっていう想定を、またやってるわけなんです。

止水板って簡単に言うけれども、例えば、中に人が行ってるときに、いざってバンと閉めんとならんわけですよ。水はがががん入ってきて、その人は上がってこれない。だから、何人かは殺すこと、封じ込めることを覚悟で、誰がそのスイッチを押すのとか、そういう重大なことを思いつきみたいで言ってるんです。じゃ、単なる上をあけて逃げ口を確保して、そこまでしか閉めませんよってなつたら、それを想定する水が来たら、何の止水板なの。

だから、このいかなる団体っていうか、グループかっていうのに、ここに非常に不信感を持っているというのは。だから、こういったことは、もう、やっぱりある程度、これが来たらうのみにするんじゃないかと、あんた方おかしいん

じゃないのって、せんだってのは、ここは浸水しないって言ったよとか、どういう止水板を想定してるのって、人が、これは大変だつて逃げてきたとき、そのときでも人を挟もうと、やっぱりそれはまず閉めるのとか、誰が閉めるのとか、その判断は誰が下すの。じゃ、警報が出た、注意報が出た、あるいは命令が出たときに、どういう命令のときにそのスイッチは自動的に、もう事務的に押すことにするのとか。そういったことまでこの委員が考えてるかどうかな。

何か、思いついたことを、僕もそうだけど、思いついたことをばんばんその場で言ってくれて、僕らやらそれを真に受けてから、あつちふら、こつちふらせざるを得ないっていうことで、何か、執行部も大変だろうし、議会も大変ですよ。

ですから、ぜひ、委員には何を頼むのかって。どういったことに対して提言させるのと。その提言の根拠は、ほんとに、これは議会に報告すべきか、採択すべきかという、そこの責任はまた行政側が持って、整理していただかないと。

ほんと、何か、これは、僕はこのグループには不信を持っているんです。ほんとですよ。止水板を一つとっても、これは大変なことですよ。

○成合総務部次長(総務・職員担当) 私のほうからちょっと答えさせていただきます。

坂口委員の御指摘を十分踏まえた上で、今後検討を進めていきたいと思いますが、一つだけ、まず検討委員会の位置づけは、総務部長を初め内部委員も入っておりますけど、外部のそれぞれの防災とか地震とか建築とか、あるいはNPOの方とか県民代表とか、いろいろさまざまな方が入ってらっしゃるといふことございまして、さまざまな多様な意見が、当然、坂口委員が言われたように、今までも、いろんな、さまざまな、場合によっては、相反するような意見

も出てきたということ、ちょっと御理解いただきたいと。

それと、もう一つ、検討委員会で出す最終的な報告書ですけど、それを踏まえて、まず県としては基本方針を定めたいと思っております。その基本方針なるものは、基本的な機能とか規模とか整備場所、事業費の概算とか、そういったアウトラインを決めるものでございまして、その後、当然それらを踏まえて、県議会の御意見等も踏まえながら基本構想の着手に入りたいと思いますので。

先ほど言われました御意見については、重々、踏まえてまいりたいと、検討したいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○内村委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○井本委員 国もそうなんだけど、いろいろ諮問委員会とか何か審査会とかつくって、いかにもそこを隠れみのにして、そしてその意見を仰いできて、本来、何の民主的コントロールも受けてない連中を勝手に選んで、そうしてその連中の意見を通すっていうやり方を執行部は、行政のほうはやりたがるんだよ。

いろんな審査会があって、確かに、我々がそれに対して承認を得るといってもあるけど、なくて、あんたたちが自分たちの意見を勝手に作り出して、いいとこに、そして、そこへ委託したような形にしたようなことを言って、そして結局はこの意見を通すわけでしょう。

だから、私は、どうも、いつも解せん、何か、我々の意見よりも向こうの意見を優先するということをやるといふんだから。その辺も、やっぱ、委員を選ぶときには議会の承認を得るとか、そういうことを考えないかんじじゃないのかな。私

は、時々、そう疑問に思うことがあるんだよな。部長、どうですか。

○四本総務部長 今、井本委員の言われますことについては、この防災拠点庁舎については、もともと庁内の職員だけの検討委員会みたいなものをつくって検討しておったんですが、さすがに、それは、液状化の問題とか地盤の問題とか、全く素人が集まってそれでいいのかという御意見が実はありまして、そういうことを踏まえて、大学の専門家であるとか、建築のほうの専門家であるとかっていうことを集めた委員会をつくらせていただいたということでございます。

ただ、もちろん、そこで10月にも一応素案というのがまとまるわけでございますが、これを自動的に、もう何かぽんと、はい、これが県の案でございますというつもりはもちろんございませんで、それを踏まえて、我々はまた議会の御意見も十分お聞きしながら県としての基本方針を決めていくと。そういうことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○鳥飼委員 私たち議員でいろいろ言うのは、結局、国が言ったらからこれでいいんだとか、こっちの専門的な人が言ったからでいいんだということでは、もういけないですよと。それは、福島事故が証明してますよということですから、そこらの意味は、もう十分総務部長もおわかりだろうと思うんですけど。

そういうことで、やはり、しっかりした分析をしながら決めていっていただきたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

次に入らせていただきます。

次に、請願の審査に移ります。

請願第30号及び35号については、県執行部の所管ではありませんので、執行部からの説明は省略いたします。

関連して、委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないということで、最後に、その他で何かありませんか。

○十屋委員 防災という観点で、自然災害も含めてちょっとお尋ねしたいんですけど、大地震だけじゃなくて、今回の豪雨災害とかほかいろいろありましたけれども、いろんな建設業協会とか、協定を締結してますよね。例えば、コンビニさんの大手何社かありますが、そういうことは協定を結んでるんですか。

○大坪危機管理局長 たしか、今、全部で六十何カ所と協定してるはずなんですけど、コンビニも締結してます。

○十屋委員 要は、そういうときの、大きくくりでいうと、自然災害のときに、例えば、そこに災害が発生してから、そこに行けば当然食料も手に入るということであれば、そこに行って、県民の方が、ただじゃないかもしれないけど、緊急時の場合に、生命を維持するということ、食べ物を無断で食べたりとかするっていうこともあり得ますよね。

○大坪危機管理局長 コンビニとの協定の内容、詳細は承知してませんが、大体は、食料と飲料水を、緊急時にも店をあける努力を最大限していただいて、提供していただくと。それは、通常の値段でということになろうかと思えます。

あわせて、コンビニ等の、要するにもう一つの機能としては、避難場所それとトイレです。こういったものについても、広く利用させていただくということでの協定だったかというふうに覚えております。

○十屋委員 いろいろ豪雨災害で、都心であったときに、やっぱり歩いて帰るとかしたときの、先ほど言われた食べ物にしろトイレにしろ、そういうところで、気軽に県民の皆さんが入れるような状況をつくってくと、県民の皆さん全員が知ってるかどうかかわからないんですけど。お金も持ってない状況も発生すると思うので、そういうときはどうするのかなど、ふと思ひまして、ちょっと、お話を聞かしてもらいました。

また、後ゆっくり、詳しい内容については聞かしてもらいます。

○丸山委員 防災関係で、特別警報が8月30日からなって、今回18号で初めて出されたんですが、よかった点、悪かった点でいろいろ検証したときに、京都等出てるんですが、宮崎県として、今回の特別警報が出たことを受けて、何らかの、宮崎にもひょっとしたら特別警報レベルのそういう豪雨があったりとかすることもありますので、今回の経験を機に、体験をしたことによつて、何らかの、もう一回、市町村との話とか会議とか、そういうのは、気象庁を含めてですけれども、やられることはあるんでしょうか。

○大坪危機管理局長 特別警報だけを設定したわけじゃないんですけど、全体の市町村とのいろんな協議の中で、特別警報の扱いについても話題にはいたしました。

この法律上、県には市町村に伝達する義務が発生してますし、市町村は住民に伝達する義務がありますので、そこをいかにしっかり徹底していくかという観点で議論をした経験がございます。

県からいいますと、気象庁のほうから専用回線でその情報が入ってまいりますので、それを、即座、市町村のほうにも伝達をするという方法

を現在構築済みでございます。

あわせて、県のほうでは防災メールの制度を持っていますので、特別警報が発せられた場合には、例えば大雨とか暴風に関しましては、当面は手動で県のほうからその旨を配信をするということで設定をしてるところでございます。これ、自動でしますと、システムを改正しなくちゃならんものですから、所要のお金が要りますんで、もうちょっと時間がかかりますけど、当座は、手動で大雨とか暴風の場合はやりたいというふうに思っています。

○丸山委員 だから、私が聞きたいのは、やっぱり、京都とかちょっとふぐあいがあったというのが実際あるもんですから、それを、しっかり教訓を生かしてほしいと。それを、宮崎県も、やっぱりそういう気持ちで、もう一回改めて気象庁なり市町村と、何らかのことを、もう一回これ生かさないといけないのかなという思いがありますので、ぜひ検討をしていただくとありがたいのかなと思っております。

○大坪危機管理局長 今回の特別警報は、未明に発せられたということで、随分戸惑った市町村が多かったやに聞いております。ですから、そういう通常じゃないときに発せられる警報ですから、それをどう扱うのかということに関して、市町村とも十分協議をしつつ、さらには気象台等とも話をしていきたいと思っております。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、長時間になりましたけれどもお疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時49分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、24日行いたいと思います。

開会時刻は、午後1時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午前11時50分散会

平成25年 9月24日(火曜日)

午後 1 時28分再開

出席委員(8人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	十 屋 幸 平
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	凶 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤 村 正
議事課主任主事	野 中 啓 史

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。

議案等につきましては、議案等ごとがよろしいでしょうか。それとも一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号及び議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 継続という意見が出ておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。請願第30号を継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手多数。よって、請願第30号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第35号「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、請願第35号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、請願第35号の賛否をお諮りいたします。

請願第35号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手全員。よって、請願第35号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま、請願第35号が全会一致で採択となりましたが、請願第35号は意見書の提出を求める請願であります。

お手元に配付の「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書(案)」について、何か御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時33分休憩

午後 1 時34分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

意見書案の内容につきましては、意見書案のとおり当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望ありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時34分休憩

午後 1 時45分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただいまいただきました御意見を入れながら、正副委員長に一任いただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ありませんので、この旨

議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時46分休憩

午後 1 時49分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

10月31日の閉会中の委員会につきましては、ただいま皆さんと協議いただいた内容によろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのように委員会を開催することにさせていただきます。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 1 時50分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 内 村 仁 子

